

平成 2 1 年度助成事業に関する事業評価報告書

独立行政法人福祉医療機構

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会 評価部会

はじめに

独立行政法人福祉医療機構では、約20年にわたって民間の福祉活動に対して助成を行ってきた。全国から数多くの応募をいただき、その中から毎年度800件から1,000件前後のNPOなどの民間団体に約30億円の助成を行うことにより、NPOやボランティア団体など幅広く対象として、高齢者、障害者、子ども、またそれらを支える家族などを支援する活動の後押しを行ってきた。

本評価部会においては、この助成の仕組みが有効に機能し、効率的な資源配分がなされるよう、助成事業の実施状況や成果を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結び付けるだけでなく、改善点や課題なども積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「PDCA」のサイクルへ活かしていくことに努めてきた。本報告書は、本年度の本評価部会のこうした取り組みのあらましをまとめたものである。

機構の助成事業については、これまでの「長寿・子育て・障害者基金事業」から、本年度より「社会福祉振興助成費補助金」へと新たに生まれ変わった。一層の少子化・高齢化が進み、地域における福祉ニーズが複雑化、多様化する中で、民間福祉活動の役割は高まる一方であり、そうした活動に対する助成の意義はさらに重要なものとなると考えられ、その評価についても、時代の要請や新しい助成の仕組みに対応した事業評価の在り方の検討が必要といえる。

限られた資源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするためにも、事業評価の成果のさらなる活用に努め、柔軟かつ一層積極的な事業展開を期待したい。

平成23年3月

基金事業審査・評価委員会 評価部会

目 次

I 平成21年度助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について	1
(1) 事業評価の目的	1
(2) 事業評価の方法	4
2. 今年度評価の概要	7
(1) 平成22年度における評価方針	7
(2) 今年度評価の概要	12
① 自己評価の概要	12
ア) 自己評価書に基づく助成状況等	13
イ) 評価項目及び総合評価にかかる全体的な傾向	14
ウ) 自己評価結果	16
③ ヒアリング評価の概要	18
ア) ヒアリング対象事業	18
イ) ヒアリング評価結果の概要	20
ウ) ヒアリング評価結果	21
④ 書面評価の概要	23
ア) 自己資金の確保の状況	23
イ) 機構事務局による書面評価	25
ウ) 書面評価結果	25
3. まとめ	26
(1) 連携・ネットワークの必要性	26
(2) 「相談活動から継続的な支援に結び付ける事業」の効果と期待	31
(3) 審査・採択への評価結果のより具体的な反映	34
(4) 評価方法の見直しの必要性	37
① 評価の目的、評価項目、評価基準などについての見直し	38
② 自己評価の位置づけ、方法の検討	39
③ 書面評価方法の見直し	40
④ 課題別クラスター評価の実施	41
おわりに	43
助成事業審査・評価委員会 評価部会 委員名簿	46

(参考)

○事業評価において特に優れた事業と認められた事業一覧（平成21年度事業）・・・49

I 平成21年度助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について

(1) 事業評価の目的

独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）は、前身である社会福祉・医療事業団の時代より20年以上にわたって、民間の福祉活動の振興のための助成を行ってきた。

この助成制度は、昭和63年度補正予算の100億円の政府出資金による基金の運用益による助成を起源とし、以来数回の追加出資を受け、最終的に基金規模は約2,800億円に上った。

助成事業の評価については、かねてよりその必要性や実施方法などについて検討を重ねてきていたが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の中で、「国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。」とされたことで、平成14年4月より本格的に実施をはじめることとなった。

以降、独立行政法人としての中期目標、中期計画、年度計画にそれぞれ位置づけられ、実施と見直しを重ねていく中で実施ノウハウの成熟を図ってきた。

機構の助成事業において事業評価を実施する目的としては、次のような点があげられる。

- ①**基金の運用益により助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果がいかに社会福祉の振興に寄与したか」を効果測定すること。**
- ②**評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。**
- ③**優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。**
- ④**限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。**

⑤評価結果を公表することにより、助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

①基金の運用益により助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果がいかに関社会福祉の振興に寄与したか」を効果測定すること。

この助成金の財源は、基金の運用益により賄われており、それぞれの助成事業が資金の投入先として相応しい、期待された効果が得られているか確認・測定することは、当然ながら評価の大きな目的といえる。また、単にプロセスや助成先団体が得られた成果だけでなく、助成事業を実施することによって対象者や地域、社会などにどのような成果・効果があったかについて把握することも重要である。

②評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。

事業評価を通じて得られた課題の中から、さらに利用しやすい制度とするための改善、あるいはあるべき支援の方法や分野などを評価結果から見直し、助成の枠組みに反映していくという、いわゆるPDCAによる改善のサイクルを回していくことも大きな目的といえる。

③優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。

事業評価を通じて、優れた取り組みや手法で他のモデルとなるような事例を発掘し、ホームページ、広報誌の活用や、事業報告会などで幅広く紹介することにより、助成の成果として生まれたノウハウが、地域を越えて広まっていくよう努める。

④限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。

厳しい経済・財政状況の中で、基金の運用益による助成事業として、必要とされる活動に限定した上で、限られた資金を有効に配分し、最大の効果を上げるためにも、事業評価を通じて、真に必要とされるニーズや緊急度の高い活動、分野などを発掘・発見し、見極め、あるいは助成先団体に対して、資金だけでなく助言や情報提供など、様々な側面的支援を併せて行うことで、助成効果の最大化を探っていく

ことも重要である。

⑤評価結果を公表することにより、助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

事業評価を通じて得られた評価結果を公表していくことにより、助成の効果などについての説明責任を果たし、一層効果的な助成事業実施のために評価結果を審査・選定にも活かしていくことで、助成事業の一層の透明化を図ることが求められている。

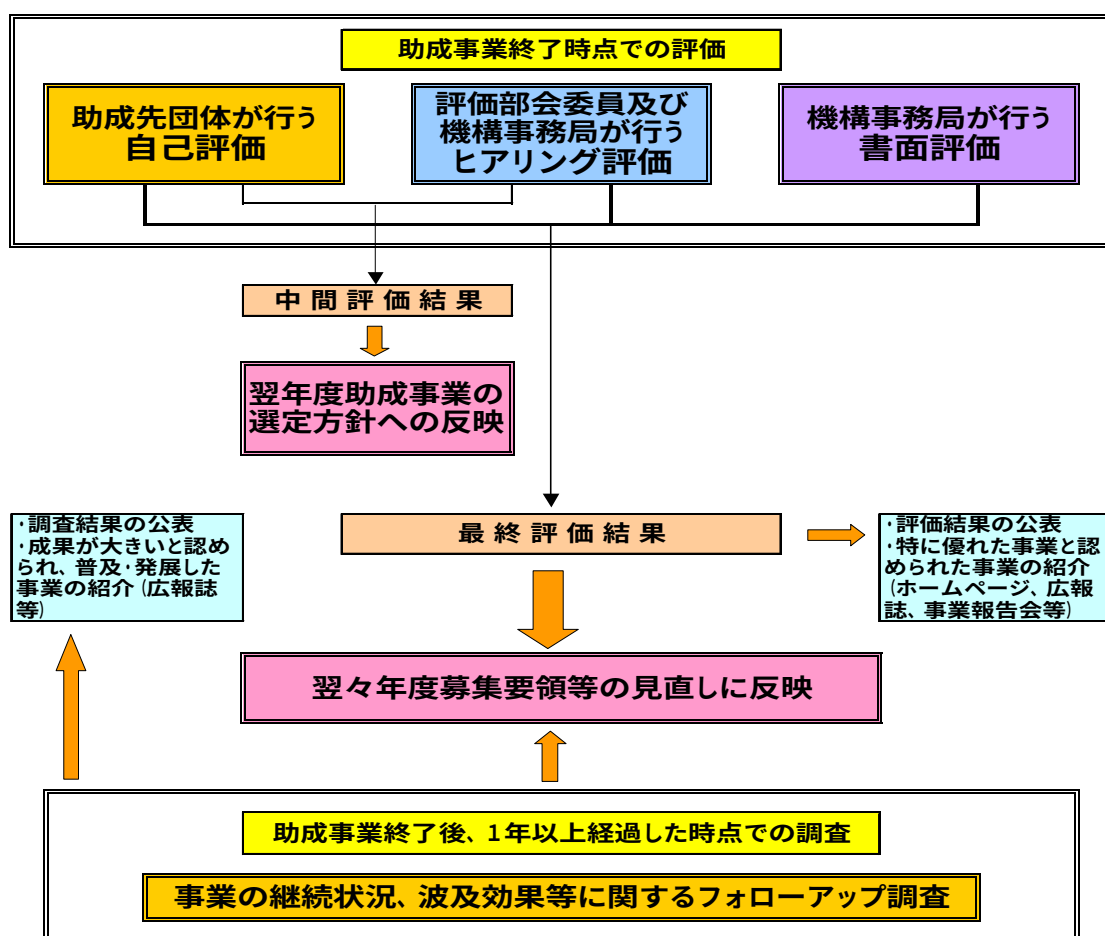
機構においては、これらの点を目的として、次頁からの方法により前年度の助成事業の事後評価を中心に、事業評価を行っている。

(2) 事業評価の方法

事業評価については、適切に評価を行うとともに、その成果をその後の助成事業の改善に活かすいわゆる「PDCAサイクル」を形成するよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

まず、全ての助成事業について助成先団体による自己評価を行った上で、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会評価部会（以下「評価部会」という。）及び機構事務局によるヒアリング評価、並びに機構事務局による書面評価に基づく評価を行い、その成果を助成事業の選定や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果、成果が特に大きく優れた事業であると認められた事業については、事業報告会やシンポジウム、広報誌等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

図1 事業評価の仕組み



なお、助成事業終了直後における事業評価としては、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価の３つの評価を、それぞれの特徴を活かしながら実施しているが、事業の実施手法によっては、助成事業終了直後においてはその成果を十分把握することが難しい事業もある。

このため、助成事業終了直後における評価に加えて、助成終了から１年以上経過した時点において、その継続状況や波及効果等を確認、評価するフォローアップ調査を実施している。また一昨年度より、さらにその２年後、助成終了から３年以上経過した時点における継続状況等を把握するための継続フォローアップ調査も実施している。

また、ヒアリング評価の結果については、次年度以降の助成先選定に反映するほか、助成の仕組みそのものの改善に反映させるだけでなく、その評価結果を助成先団体にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善に寄与させることとしている。

助成事業の事業評価に当たっては、以上の評価手法がそれぞれの特徴を活かして、効果的に実施される必要があるが、平成２１年度助成事業に係る具体的な評価の進め方は、以下のとおりである。

まず、第１段階としては、全助成事業（９８１事業）を対象に、助成先団体による自己評価の実施と、その結果集計を行った。自己評価の実施に当たって、助成先団体に対し、実施体制、手法の妥当性、事業計画及び目的の達成度、団体組織上の効果、地域あるいは全国への波及効果、費用対効果及び今後の事業展開について、その成果確認を求めることにより、当該事業について助成先団体が事業の見直しや今後の発展について考える契機とすることを目指した。

第２段階としては、評価部会委員が専門的視点の下にヒアリング候補事業を抽出し、全事業数の１割以上を目途に評価部会委員及び機構事務局がヒアリングに基づく評価を行った。ヒアリング評価等の成果については、今後の助成事業の選定（具

体的には平成23年度助成事業の選定)等に反映、活用させるとともに、前述の通り、個別の助成事業のヒアリング評価の結果については、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善の参考に資するよう、評価結果を助成先団体に直接フィードバックすることとした。

また、その中から特に優れた事業と認められたものについては、事業成果の普及や他の団体への情報提供に資するため、本報告書の中にその概要を掲載するとともに、機構による広報や事例報告会などで、幅広く紹介することとしている。

第3段階としては、機構事務局において、助成先団体から提出される自己評価書や完了報告書、成果物等の書面資料に基づき、書面評価を行った。その上で、第1段階の自己評価及び第2段階のヒアリング評価の結果も含めて、平成20年度助成事業に関する全体としての評価結果を取りまとめ、今後、機構において助成の仕組みの改善等に反映、活用させることを求めることとした。

また、事業の継続・発展状況や社会的波及効果については、事業終了後一定期間を経過しないと十分な評価が困難なものもあることから、上記の評価に加えて、事業終了後1年以上を経過した時点(平成21年度助成事業については、平成23年7月時点を目途)でフォローアップ調査を別途行うこととするが、本報告書においては、今年度中に実施した第3段階(書面評価)までの事業評価の結果を取りまとめることとした。

加えて、前年度の平成20年度助成事業に関するフォローアップ調査結果及び平成18年度助成事業に関する継続フォローアップ調査結果については、資料編に掲載している。

2. 今年度評価の概要

(1) 平成22年度における評価方針

助成事業の事業評価については、平成13年12月の閣議決定において、機構の前身である社会福祉・医療事業団が独立行政法人化するにあたり、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行うこととされたことを契機に、本格的に実施されることとなった。以後、評価手法や結果の反映方法など、様々な検討や改善を重ねながら、評価事業を実施してきた。

平成15年度から19年度までの第一期中期計画期間に、評価のスタイルをほぼ確立させてきたのに対し、第二期中期計画に入った平成20年度からは、助成事業そのものの振り返りと見直しに併せ、事業評価についても、その意義や方法についてあらためて見直しを図ってきた。

平成22年度は、評価事業を実施するに当たり、年度当初の第1回評価部会において、自己評価、ヒアリング評価、書面評価など、それぞれの評価についての目的や実施方法、対象事業や評価内容等を具体的に取りまとめた「平成22年度における評価方針」を策定し、この評価方針に基づき、平成21年度助成事業を対象として、各評価を実施してきた。

また、過年度の助成事業の継続状況や、その財源などを把握し、事業を息長く継続させるために必要な要素などを把握することを目的として、平成20年度助成事業に対してのフォローアップ調査、及び平成18年度助成事業に対しての継続フォローアップ調査も併せて実施した。

平成22年6月29日 第1回評価部会資料より

平成22年度における評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会評価部会

独立行政法人福祉医療機構では、助成事業の事後評価を通して得られた結果や成果等を基に、その後の助成事業の審査に反映するとともに、助成の仕組み等の継続的な改善に活かしていくほか、助成の効果をより高いものとするための団体支援や、優れた取り組みを取り上げ幅広く知らしめることなどを通して、特

定非営利活動法人、非営利任意団体等とその活動を育成・支援することとしている。

このため、平成22年度においては、次の評価方針に基づき事後評価を実施するものとする。

1.平成21年度助成事業の事後評価

次の3つの方法（自己評価、ヒアリング評価、書面評価）により、平成21年度助成事業の事後評価を実施する。

(1) 自己評価

助成事業終了後、団体自身が事業を振り返り、自己評価を行うものとする。

① 対象事業

平成21年度に助成を行った全981事業を対象とする。

② 実施方法

助成事業終了後、機構が定める自己評価書に基づき団体自身が自己評価を行い、機構に提出する。

＜自己評価項目＞

- ・実施体制
- ・手法の妥当性等
- ・事業計画及び目的の達成度
- ・団体組織上の効果
- ・全国（地方）への波及効果
- ・費用対効果
- ・今後の事業展開

上記7項目計21の設問について、それぞれ「実施した」「実施できなかった又は不十分だった」の二者選択のチェック方式にて回答する。

＜総合評価及び総合所見等＞

AからEまでの5段階の「総合評価」及び総合所見等を記載する。

(総合評価)

- A・・・全般的に極めて高い水準・状態
- B・・・高い水準（全般的に「普通的水準」以上に加え、一部に極めて高いレベルのものがある）
- C・・・普通的水準・状態
- D・・・不十分な水準（一応の水準にあるが、一部に重要な改善点等があり、普通といえない）
- E・・・全般的に極めて不十分な水準

(総合所見等)

実施した助成事業について、優れていると評価できる点及び改善点等を記載する。

③ 評価結果の活用方法

各項目の集計・全体的な傾向の分析等を行い、当該年度の助成事業の大まかな達成度を把握するとともに、ヒアリング評価及び書面評価の基礎資料として活用する。

④ 実施時期

4月～6月

(2) ヒアリング評価

外部有識者からなる評価部会委員及び機構事務局による直接ヒアリング形式の評価を実施するものとする。

① 対象事業

平成21年度の全助成事業のうち、1割以上の事業について実施する。

② 対象事業の選出

【旧一般分】…次の視点を中心に委員ごとに6事業程度選定し実施。

- ア 審査部会で多くの担当委員から推薦のあった事業
- イ 助成金額が1,000万円以上の事業
- ウ 自己評価結果が特に高い事業
- エ 過去5か年の間に、一度もヒアリング評価を実施していない団体の事業

【旧特別分・特別助成】…次の視点を中心に委員ごとに1～2事業程度選定し実施。

- ア 審査部会で多くの担当委員から推薦のあった事業
- イ 自己評価結果が特に高い事業

ウ 自己評価書に特徴的な記載のある事業（新たなネットワーク構築など）
【旧地方分】…次の視点を中心に事務局が実施。

ア 各都道府県における推薦審査委員会の推薦順位第1位の事業

イ 自己評価結果が特に高い事業

ウ 自己評価書に特徴的な記載のある事業（新たなネットワーク構築など）

＊なお、事務局は場合により旧特別分・特別助成についても実施する。

③ 実施方法

評価部会委員及び機構事務局が、助成先に出向いて実施又は機構会議室等でヒアリングを行う。

＜ヒアリング評価項目＞…自己評価項目と同一の項目により実施し、比較を可能とする。

- ・実施者の適性
- ・手法の妥当性等
- ・事業計画及び目的の達成度
- ・組織上の効果
- ・全国（地方）への波及効果
- ・費用対効果
- ・今後の事業展開

上記7項目計21の設問について、一般的に望まれる程度以上の状況の場合、評価表にチェックする。

＜総合評価及び総合所見＞

A～Eまでの5段階の「総合評価」及び総合所見を記載する。

（総合所見）

評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善がみられる点や自己評価書の記載内容についてなど、当該事業に関する所見を記載する。

④ 評価結果の活用方法

評価結果の集計、全体的な傾向の分析を行うとともに、個々の評価結果については、以降の事業の実施や団体の運営の改善に資するため、当該助成先団体に対してフィードバックする。

⑤ 実施時期

7月～10月

（3）書面評価

ヒアリング評価を実施しなかった事業について、機構事務局において書面による評価を実施するものとする。

① 対象事業

平成21年度全助成事業のうち、ヒアリング評価の対象とならなかった全事業を対象とする。

② 実施方法

助成先から提出された自己評価書、完了報告書、事業による成果物等を検証し、機構事務局において書面による評価を実施する。

＜書面評価項目＞

- ・事業計画及び目的の達成度
- ・費用対効果
- ・今後の事業展開

上記3項目計9の設問について、一般的に望まれる程度以上の状況の場合に評価表にチェックする。

＜総合評価及び総合所見＞

A～Eまでの5段階の「総合評価」及び総合所見を記載する。

（総合所見）

評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善がみられる点や自己評価書の記載内容についてなど、当該事業に関する所見を記載する。

③ 評価結果の活用方法

評価結果の集計、全体的な傾向の分析を行うとともに、助成事業に係る財源及び経費の内訳等のデータについて、全助成先を対象に集計し、全体的傾向を分析する。

④ 実施時期

4月～2月

2. 評価結果の反映等

評価結果については、選定方針及び募集要領等の策定並びに要望事業の審査に反映させるとともに、助成テーマの見直しや助成事業の改善等に活かしていくものとする。

また、これらの評価や調査を通して、優れた事業成果等が認められた事業については、広く紹介することにより、その成果やノウハウが幅広く波及していくよう努めるものとする。

3. フォローアップ調査

平成20年度以前の助成事業について、継続的にその後の状況を調査し、助成事業の成果の波及効果などについて把握するとともに、調査結果については、その後の助成事業の選定方針、募集要領の策定等に反映させるものとする。

(1) 平成20年度助成事業に関するフォローアップ調査

平成20年度の全助成事業について、その後の事業の継続・発展状況、波及効果等について調査する。

① 対象事業

平成20年度に助成を行った全事業を対象とする。

② 実施方法

機構が定める調査票に基づき団体が記入し、機構に提出する。

＜調査項目＞

- ・事業の継続状況及び継続実施のための支援や財源
- ・事業実施による波及効果の内容
- ・事業実施による団体の活動又は組織上の効果の内容
- ・事業の成果及び反響 など

③ 活用方法

事務局において調査票を回収、集計し、全体的な傾向、その後の成果の波及効果等を把握するとともに、優れた事例については広く公表するものとする。

④ 実施時期

7月

(2) 平成18年度助成事業に関する継続フォローアップ調査

平成18年度助成事業については、平成20年度においてフォローアップ調査を実施したが、そのうち特に優れていると認められた事業について、その後の事業の継続・発展状況、波及効果等について継続調査する。

① 対象事業

平成18年度に助成を行った事業のうち、下の要件に該当する事業

ア 事後評価において優れた事業に選出された事業

イ 前回調査の際、「NPO法人格を取得（予定）」と回答のあった事業

ウ 前回調査の際、注目すべき記述のあった事業 など

② 実施方法

機構が定める調査票に基づき団体が記入し、機構に提出する。

＜調査項目＞

- ・事業の継続状況及び継続実施のための支援や財源
- ・事業実施による団体の活動又は組織上の効果及び発展の内容
- ・地域への波及効果 など

③ 活用方法

事務局において調査票を回収、集計し、全体的な傾向、その後の成果の波及効果等を把握するとともに、優れた事例などについて広く公表するものとする。

④ 実施時期

12月

なお、平成21年11月に実施された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評決により、長寿・子育て・障害者基金については国庫へ返納となったことから、平成22年度から助成財源が従来の基金の運用益から、単年度ごとの予算要求方式による国庫補助金（社会福祉振興助成費補助金）に変わり、名称も「社会福祉振興助成事業」とされた。

したがって、平成22年度における事後評価の実施対象となる平成21年度の助成事業は、長寿・子育て・障害者基金としての最終年の助成であったため、基本的な評価の枠組みはこれまでの方法を踏襲しているが、来年度以降、社会福祉振興助成事業として助成を行った事業を評価対象とする際には、この新たな助成制度にあわせた新しい評価の枠組みを検討することが必要といえる。

(2) 今年度評価の概要

①自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、平成21年度に助成を行った981事業の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書（資料編P. 1 様式）の提出を依頼した。

この自己評価は、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果を以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにすることなどを目的として実施している。

なお、旧地方分については、従来は都道府県・指定都市社会福祉協議会が窓口となり自己評価書提出を依頼してきたが、本年度より機構に直接提出されることになった。精算報告とともに順調に提出され、引き続き全助成事業についての自己評価書を回収、集計することができた。

また、助成先団体の利便にも考慮し、専用 web ページを設置し、自己評価様式をダウンロードすることによって、電子による回答も可能とした。

評価項目は、次の7つの評価項目を軸としてそれぞれ3つの設問を付した21項目となっている。

- ① 実施体制
- ② 手法の妥当性等
- ③ 事業計画及び目的の達成度
- ④ 団体組織上の効果
- ⑤ 全国への波及効果
- ⑥ 費用対効果
- ⑦ 今後の事業展開

以上について、その成果確認を求めることとし、各3つの設問から成る、計21の設問についてそれぞれ「実施できた」か「実施できなかった」かの二者選択方式とし、

併せてAからEまでの5段階の「総合評価」を行う自己評価となっている。

なお、その設問中「事業計画及び目的の達成度」のうち、「助成金交付申請書（事業計画書）に記載された事業内容で事業を実施できましたか？」との設問に対して「実施できなかった又は不十分だった」にチェックした団体については、別途その理由について記述することを求めた。

ア) 自己評価書に基づく助成状況等

提出された自己評価書について、平成21年度助成事業の全体的状況を把握するため、まず助成区分別、事業手法別に助成状況を把握したものが表1である。

表1 平成21年度助成事業の自己評価書に基づく助成区分別、基金別、事業手法別の助成状況

基金 手法	旧一般分						旧特別分						旧地方分					旧特別助成						全 体					
	長寿	高齢者	子育て	障スポ	計	割合(%)	長寿	高齢者	子育て	障スポ	計	割合(%)	高齢者	子育て	障スポ	計	割合(%)	長寿	高齢者	子育て	障スポ	計	割合(%)	長寿	高齢者	子育て	障スポ	合計	割合(%)
手法1	3	9	6	27	45	26.6%	0	7	3	2	12	14.0%	47	65	24	136	19.7%	0	0	3	0	3	8.8%	3	63	77	53	196	20.0%
手法2	0	0	0	3	3	1.8%	0	0	0	1	1	1.2%	0	2	8	10	1.4%	0	0	0	1	1	2.9%	0	0	2	13	15	1.5%
手法3	12	13	18	11	54	32.0%	3	23	7	3	36	41.9%	149	149	30	328	47.4%	2	5	6	1	14	41.2%	17	190	180	45	432	44.0%
手法4	7	11	21	0	39	23.1%	3	5	9	1	18	20.9%	33	23	1	57	8.2%	2	2	1	1	6	17.6%	12	51	54	3	120	12.2%
手法5	2	1	7	1	11	6.5%	1	4	2	0	7	8.1%	24	28	3	55	7.9%	0	1	1	2	4	11.8%	3	30	38	6	77	7.8%
手法6	10	13	13	1	37	21.9%	5	14	7	1	27	31.4%						1	5	2	0	8	23.5%	16	32	22	2	72	7.3%
手法7							1	8	7	1	17	19.8%	66	91	3	160	23.1%	0	2	3	0	5	14.7%	1	76	101	4	182	18.6%
手法8													58	12	7	77	11.1%							0	58	12	7	77	7.8%
手法別事業数	34	47	65	43	189		13	61	35	9	118		377	370	76	823		5	15	16	5	41		52	500	486	133	1171	
21年度 助成事業数	32	43	52	42	169	17.2%	9	43	26	8	86	8.8%	329	307	56	692	70.5%	5	12	13	4	34	3.5%	46	427	398	110	981	100.0%

注) 1つの事業について複数の手法をとる場合があるので、手法別事業数と助成事業数は一致しない。
手法毎の割合は、21年度助成事業数に対する傾向を把握するため、手法毎の件数を21年度助成事業数で除したものである。

～各手法について～

手法1：フェスティバル、大会等の実施
 手法2：大会への参加
 手法3：研修会、講習会の開催
 手法4：事業実施や専門的業務に係るマニュアル等作成
 手法5：情報誌、ホームページ、TVスポット等による情報提供
 手法6：調査・研究
 手法7：地域における福祉サービスの提供
 手法8：設備・備品整備等

全助成事業 981 事業（20 年度 927 事業）のうち、助成区分別では、旧一般分が 169 事業、旧特別分 86 事業、旧地方分 692 事業、旧特別助成 34 事業である。

手法別では、昨年同様「手法3（研修会等開催）」の事業が最も多く、全事業の 44.0% にあたる 432 事業で採用されている。次いで「手法1（大会等の実施）」が全事業の 20.0%（196 事業）、「手法7（サービス提供）」が 18.6%（182 事業）、「手法4（マニ

ュアル作成)」が 12.2%（120 事業）の事業で実施されている。

イ) 評価項目及び総合評価にかかる全体的な傾向

次に提出された自己評価書による 7 つの評価項目別の評価状況及び総合評価 A～E の全体的な状況は以下の通り。（詳細については資料編 P. 8 参照）

1) 7 つの評価項目別の評価状況

①実施体制

全 981 事業のうち、93.0%の事業について肯定的な回答をしている。特に、21 の設問中、問 1「団体のミッションに基づいて実施しましたか」については旧地方分の 1 事業を除いた 99.9%と、全設問中、最も高い該当率となっている。

②手法の妥当性

全 981 事業のうち、94.5%の事業について肯定的な回答をしており、概ね無理のない事業実施がされたと思われる。

③事業計画及び目的の達成度

全 981 事業のうち、88.1%の事業について肯定的な回答をしており、9 割近くの事業において、事業計画及び目的に見合った達成度を得られている。

④団体組織上の効果

全 981 事業のうち、86.2%の事業について肯定的な回答となっている。但し、問 10「会員や賛同者が増え、組織を拡大することができましたか」については、全体で 73.6%の回答にとどまっている。

なお、独立行政法人としての年度計画において「助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関との連携等の効果があつた事業を 80%以上とする」とされているが、問 12「今回の事業を通じて、他団体、関係機関等との新たなネットワークができましたか」の集計結果は、全体で 92.0%の事業について「できた」と回答している。

⑤全国または地域への波及効果

全 7 つの評価項目のうち、68.5%と最も低い回答となっている。特に問 15「他団体が類似の事業を実施した、又は、類似の事業を行う団体が設立されましたか」については、他団体への波及には時間の掛かる場合もあり、36.5%となっている。

⑥費用対効果

全7つの評価項目のうち、96.0%と最も高い回答となっている。9割以上の事業において、費用対効果に見合った事業内容であったと認識している。

⑦今後の事業展開

全981事業のうち、95.5%と全7つの評価項目のうち2番目に高い割合で肯定的な回答となっている。以後の事業継続や発展を企図している比率が高いことがうかがえる。

表2：自己評価書による評価項目別の全体的傾向

区分	旧一般分		旧特別分		旧地方分		旧特別助成		全体	
	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
① 実施体制	483 (96.4%)	18 (3.6%)	235 (91.1%)	23 (8.9%)	1,914 (92.2%)	162 (7.8%)	98 (96.1%)	4 (3.9%)	2,730 (93.0%)	207 (7.0%)
② 手法の妥当性等	487 (97.2%)	14 (2.8%)	243 (94.2%)	15 (5.8%)	1,951 (94.0%)	125 (6.0%)	94 (92.2%)	8 (7.8%)	2,775 (94.5%)	162 (5.5%)
③ 目的の達成度	459 (91.6%)	42 (8.4%)	231 (89.5%)	27 (10.5%)	1,811 (87.2%)	265 (12.8%)	87 (85.3%)	15 (14.7%)	2,588 (88.1%)	349 (11.9%)
④ 組織上の効果	422 (84.2%)	79 (15.8%)	223 (86.4%)	35 (13.6%)	1,795 (86.5%)	281 (13.5%)	93 (91.2%)	9 (8.8%)	2,533 (86.2%)	404 (13.8%)
⑤ 波及効果	377 (75.2%)	124 (24.8%)	191 (74.0%)	67 (26.0%)	1,371 (66.0%)	705 (34.0%)	72 (70.6%)	30 (29.4%)	2,011 (68.5%)	926 (31.5%)
⑥ 費用対効果	494 (98.6%)	7 (1.4%)	251 (97.3%)	7 (2.7%)	1,975 (95.1%)	101 (4.9%)	100 (98.0%)	2 (2.0%)	2,820 (96.0%)	117 (4.0%)
⑦ 今後の事業展開	480 (95.8%)	21 (4.2%)	248 (96.1%)	10 (3.9%)	1,977 (95.2%)	99 (4.8%)	101 (99.0%)	1 (1.0%)	2,806 (95.5%)	131 (4.5%)

(注) 件数は各評価項目ごとに3つの設問があることからその合計数であり、()内は構成比を表す。

2) 総合評価

全事業でみると、「A（極めて高い）」評価が252事業で25.7%、「B（高い）」評価が595事業で60.7%、「C（普通）」評価が117事業で11.9%、「D（不十分）」評価が17事業で1.7%という結果で、Bの約6割を中心として、A、Cの順の割合となった。また、今回「E（極めて不十分）」という評価はなかった。

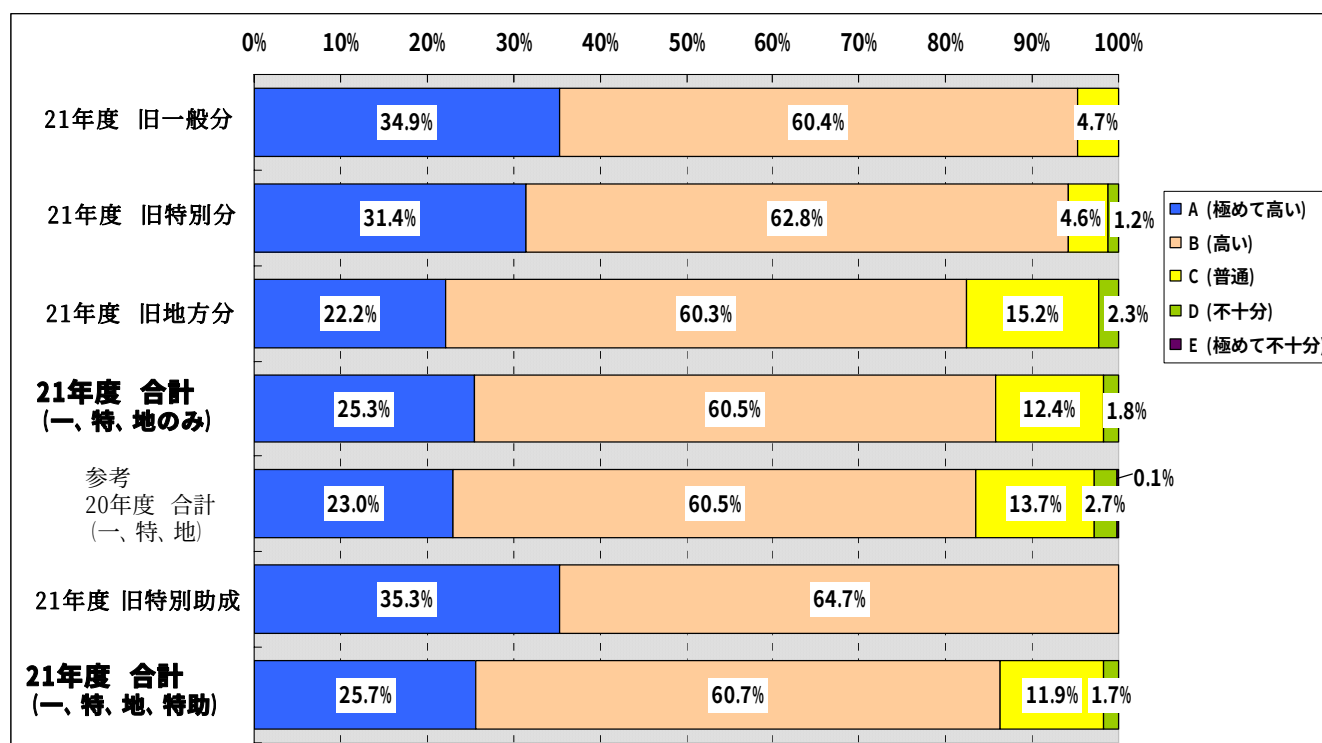
助成区分ごとにみると、旧特別助成、旧一般分、旧特別分、旧地方分の順にA、B評価の割合が多く、高めの自己評価となっている。

特に旧特別助成は、総合評価の結果が全てA、Bのみの評価となっており、事業実施期間が短いにもかかわらず、団体自身の評価は高い傾向がうかがえる。

表3 平成21年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

区分	旧一般分		旧特別分		旧地方分		旧特別助成		全体	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
A（極めて高い）	59	34.9%	27	31.4%	154	22.2%	12	35.3%	252	25.7%
B（高い）	102	60.4%	54	62.8%	417	60.3%	22	64.7%	595	60.7%
C（普通）	8	4.7%	4	4.6%	105	15.2%	0	0.0%	117	11.9%
D（不十分）	0	0.0%	1	1.2%	16	2.3%	0	0.0%	17	1.7%
E（極めて不十分）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	169	100.0%	86	100.0%	692	100.0%	34	100.0%	981	100.0%

図2 平成21年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向



ウ) 自己評価結果

前述のとおり、この自己評価は、助成先団体に助成事業終了直後の時点で、実施された事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果を以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにしていただくことを目的として実施している。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、平成21年度においてもほとんどの事業が「C（普通）」以上の総合評価とし、当初の目的を達成して成果を上げていると評価している。

具体的には、「A」の「極めて高い水準」又は「B」の「高い水準」と回答した団体が80%を超え、「C」の「普通的水準」を含めると全体で98.3%の事業において、「普通的水準」以上の評価としている。

また、個別の設問 21 項目においても、一部の設問を除き、80%以上の該当率として回答されている。しかし、「波及効果」については、例年同様比較的低い該当率となっており、これは事業終了直後の自己評価の時点では、その成果の広がり具合を明確に把握することは難しい事業も多いことが考えられる。したがって、これらについては、さらにヒアリング評価や、フォローアップ調査等において一定期間経過後における評価を確認することが重要である。

なお、基金事業による助成対象としての自己評価は今回で最後となり、来年度からの評価対象から国庫補助事業による助成となる。今後、新たな助成制度に合致した評価の仕組みを検討する際に必要なこととして、前述のとおり、自己評価の性質上、主観的な評価となることはある意味当然といえるが、その中であっても、最も望まれることとしては、実施した事業のプロセスや成果を団体自身が客観的に見つめ直すことによって、その全容を振り返ること、またそれによって以降の事業継続や団体の活動全体にどのように活かすかという、助成団体内でPDCAを行う上での検討や改善のきっかけを提供できるような仕組みを、機構の助成のサービスとして如何に提供するかということであるといえる。

そのためには、例えば各評価項目について、「できた」、「できなかった」というチェックに加え、その具体的な内容について記述を求めるなど、事業全体についての再考の機会となるような工夫が必要といえる。

また、あらかじめ助成団体に対して分かりやすい自己評価様式を示すことにより、「これらの視点で助成事業終了後に評価を実施する」ということを明確に伝えることで、結果的により効果的に事業実施に努めていただけるように工夫することも、非常に重要な役割といえ、そのためにも評価項目や事業開始時のガイダンスの方法などもさらに考えていく必要があると思われる。

③ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、今年度の評価部会で決定された「平成２２年度における評価方針」に基づき、前年度に実施された全助成事業のうち１割以上について実施することとしている。

このヒアリング評価は、評価部会委員及び機構事務局により、助成事業を実施した団体に直接お話しをうかがい、ヒアリング評価書（資料編Ｐ．９様式）の項目を中心に、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として、平成２２年７月から１０月までの時期に実施した。

ア) ヒアリング対象事業

本年度のヒアリング評価については、原則として平成２１年度に助成した全ての助成事業を対象とし、第１回の評価部会で決定した「平成２２年度における評価方針」及びその際の議論を踏まえ、次に該当する事業をヒアリング候補事業とした。

① 旧一般分

- ・審査部会で多くの担当委員から推薦のあった事業
- ・助成金額が１，０００万円以上の事業
- ・自己評価結果が特に高い事業
- ・過去５か年の間に、一度もヒアリング評価を実施していない団体の事業

② 旧特別分・旧特別助成

- ・審査部会で多くの担当委員から推薦のあった事業
- ・自己評価結果が特に高い事業
- ・自己評価書に特徴的な記載のある事業（新たなネットワーク構築など）

③ 旧地方分

- ・各都道府県における推薦審査委員会の推薦順位第１位の事業
- ・自己評価結果が特に高い事業
- ・自己評価書に特徴的な記載のある事業（新たなネットワーク構築など）

上記の項目についてあらかじめマーキングしたリストから、各委員がヒアリング評価の必要性を個別に勘案し、選定を行った。各委員においては、比較的規模の大きく

社会的影響や責務の大きな事業が多い旧一般分を中心に、原則旧一般分6事業程度、旧特別分及び旧特別助成1～2事業程度ヒアリング評価を実施した。

また、より効率的かつ効果的に実施する観点から、委員によるヒアリング評価は、全国規模の団体による規模が大きく社会的責務の大きな旧一般分の事業を中心に、極力機構会議室を会場に集中的に実施することとし、旧地方分を中心とした地域で行われるきめ細かな事業については、機構事務局が中心となり事業を実施している現地に直接うかがい実施することとした。

その結果、平成22年7月から10月までの間に、原則として、評価部会委員1名と機構事務局のペアで、60事業についてヒアリング評価を実施した。また、機構事務局のみでも、旧地方分を中心に40事業についてヒアリング評価を行い、合計で平成21年度助成事業全体の10.2%に当たる100事業についてヒアリング評価を実施した。

ヒアリング評価実施事業の助成区分別、基金別の内訳は表4のとおりである。

表4 ヒアリング実施事業の内訳（助成区分別、基金別）

助成区分 事業数		旧 一 般 分					旧 特 別 分					旧 地 方 分					旧特別助成					全 体					
		長寿	高齢・障害	子育て	障スポ	計	長寿	高齢・障害	子育て	障スポ	計	高齢・障害	子育て	障スポ	計	長寿	高齢・障害	子育て	障スポ	計	長寿	高齢・障害	子育て	障スポ	合計	割合(%)	
21年度	ヒアリング事業数(a)	11	12	13	8	44	0	7	5	1	13	20	11	6	37	1	1	2	2	6	12	40	31	17	100	100.0	
	助成事業数(b)	32	43	52	42	169	9	43	26	8	86	329	307	56	692	5	12	13	4	34	46	427	398	110	981	-	
	ヒアリング率(a÷b)	34.4	27.9	25.0	19.0	26.0	0.0	16.3	19.2	12.5	15.1	6.1	3.6	10.7	5.3	20.0	8.3	15.4	50.0	17.6	26.1	9.4	7.8	15.5	10.2	-	
参考)20年度	ヒアリング事業数(c)	14	6	13	4	37	9	5	6	2	22	26	26	5	57	-	-	-	-	-	23	37	45	11	116	100.0	
	助成事業数(d)	41	32	51	39	163	16	19	35	5	75	320	323	46	689	-	-	-	-	-	57	371	409	90	927	-	
	ヒアリング率(c÷d)	34.1	18.8	25.5	10.3	22.7	56.3	26.3	17.1	40.0	29.3	8.1	8.0	10.9	8.3	-	-	-	-	-	40.4	10.0	11.0	12.2	12.5	-	

(注) 1. 旧特別分には旧特別分複数年事業を、旧地方分には旧地方分複数年事業、旧地方分モデル事業が含まれている。
2. ヒアリング事業数には、事務局がヒアリングした40事業(旧特別分2事業・旧地方分35事業・旧特別助成分3事業)が含まれている。

評価項目は、自己評価書との比較ができるよう、次の7つの評価項目としている。

- ① 実施者の適性
- ② 手法の妥当性等
- ③ 事業計画及び目的の達成度
- ④ 組織上の効果

- ⑤ 全国への波及効果
- ⑥ 費用対効果
- ⑦ 今後の事業展開

さらに、上記7つの評価項目毎に、それぞれ3つの判断基準から成るヒアリング評価表を用い、計21の判断基準についてそれぞれ「標準的又は一般的に望まれる程度以上の状態と判断される場合」にチェックを付す方式とし、併せて「A」から「E」の5段階の総合評価と総合所見を記載することとしている。

総合評価においては、事業全体について、評価者は、Aの「一般的に極めて高く評価できる水準・状態にある」から、Bの「高く評価できる水準・状態にある」、Cの「普通的水準・状態にある」、Dの「一部不十分な水準・状態にある」、Eの「一般的に極めて不十分な水準・状態にある」までの5段階の評価を行うとともに、当該事業の評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善が求められる点や、自己評価書の記載内容についてなど、当該事業に関する所見を記述することとしている。（資料編P. 9様式）

イ) ヒアリング評価結果の概要

ヒアリングした事業の総合評価について、Aの「極めて高い」からEの「極めて不十分」までの5段階評価を助成区分別に分類し、その分布を示したものが表5である。

表5 ヒアリング評価結果総括表（助成区分別・基金別）

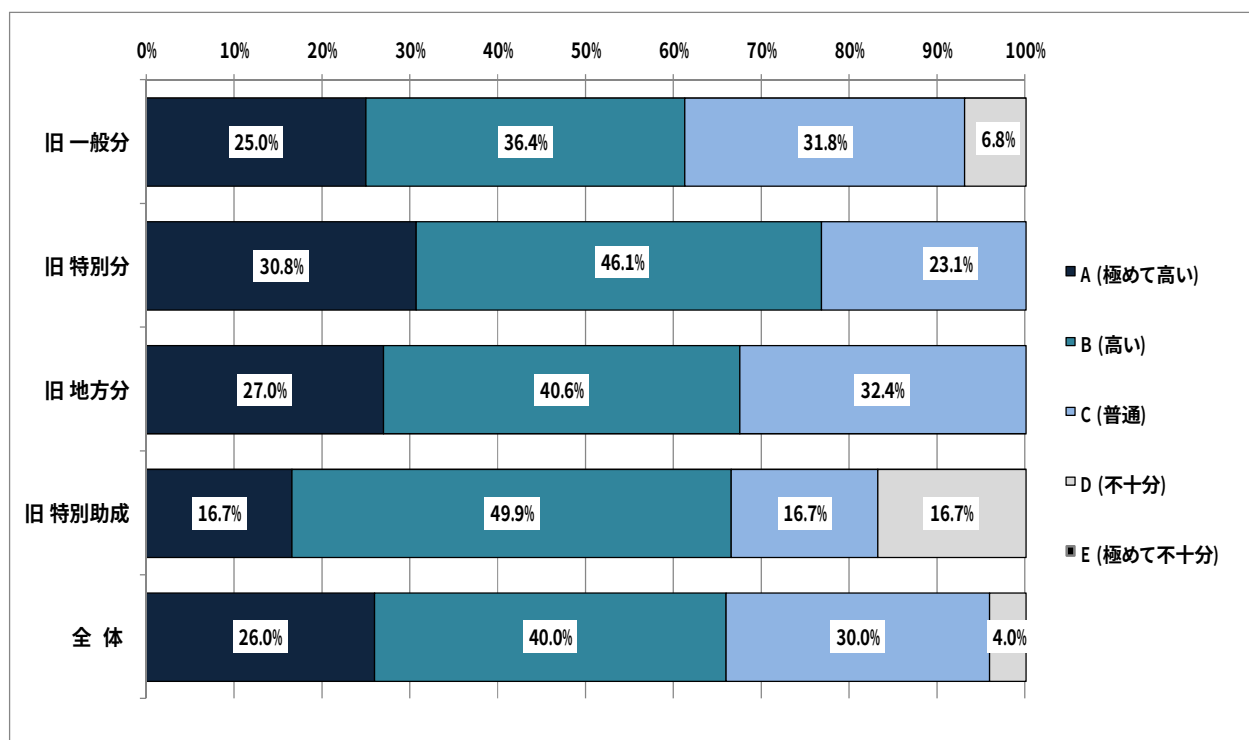
区分		旧一般分		旧特別分		旧地方分		旧特別助成		全体	
		事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
総合評価	A (極めて高い)	11	25.0%	4	30.8%	10	27.0%	1	16.7%	26	26.0%
	B (高い)	16	36.4%	6	46.1%	15	40.6%	3	49.9%	40	40.0%
	C (普通)	14	31.8%	3	23.1%	12	32.4%	1	16.7%	30	30.0%
	D (不十分)	3	6.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	4	4.0%
	E (極めて不十分)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	44	100.0%	13	100.0%	37	100.0%	6	100.0%	100	100.0%

全体としては、Bの「高い」が全体の40.0%を占め最も多く、次いでC「普通」の30.0%、A「極めて高い」の26.0%と続き、ほとんどの事業が総合評価で第3段階であるCの「普通的水準」以上の評価を得ており、ほぼ当初の計画どおり事

業が実施されている。

図3は、助成区分毎に、件数に占める総合評価AからEまでの割合の比較をグラフで示したものである。旧特別分が最も評価が高い傾向にあり、次いで旧地方分と続き、旧特別分及び旧地方分では、D以下の評価となった事業がないという結果となっている。

図3 助成区分別ヒアリング評価結果
(区分別ヒアリング件数に対する総合評価比率)



ウ) ヒアリング評価結果

前述のとおり、ヒアリング評価は、評価部会委員及び事務局により、助成事業を実施した団体に直接お話しをうかがい、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として実施している。

各委員の専門的な見地から、個別の設問21項目のチェックのほか、「A」の「極めて高い水準」から「E」の「極めて不十分な水準」までの5段階の総合評価及び、「総合所見」として「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善が求められる点」などについて、各対象事業の評価結果を集約している。

また、旧地方分を中心とした助成事業については、地域に根ざした活動を支援する

ことを踏まえ、機構事務局が助成先団体の事務所や実際の活動の実践場所にうかがい、書面や電話などだけでは知り得ることのできない実情も確認することとしている。その際、評価の実施のみならず、他地域での助成事例の紹介や助成金情報などについての情報提供のほか、団体に対するアドバイスをしたり、助成制度についてのご意見などをうかがうなど、顧客サービスや現場との意見交換などの貴重な機会となっている。

なお、ヒアリング評価を通して得られた評価結果などについては、本報告書に活かすとともに、特に優れた活動が見られた「相談活動から継続的な支援に結び付ける」手法を活かした事業の評価結果などについては、評価部会において「助成事業の選定に当たっての評価部会からの提案」の策定に活かし、審査部会へ進達することにより、「平成２３年度社会福祉振興助成事業の選定方針」の策定に反映されることとなった。

また個別の助成事業のヒアリング評価結果については、評価部会において共有した上で、以降の事業継続や団体の運営などの改善に活かしていただくため、ヒアリング評価を実施した助成先団体全てにフィードバックを行った。

この個別のヒアリング評価結果のフィードバックについては、これまで委員による評価事業のみを対象に実施してきたが、本年度より、事務局によるヒアリング評価の対象となった事業についてもフィードバックすること、また評価部会委員がヒアリング評価を実施した事業についても、事務局としての所見を「事務局コメント」として添えることとし、あわせて団体にフィードバックすることとした。

なお、平成２３年度からは国庫補助事業としての助成対象事業という性格からも、これまで以上に事業の成果や社会的効果が求められることにも留意し、実施のプロセス以上に「公的助成金の投入効果」としての成果、効果の検証が求められる。従来に増して、明確さや客観性を備えた評価基準や項目とするための検討とともに、より効率的・効果的にヒアリング評価が行えるような実施体制作りなど、更に継続的な検討、見直しが必要と考えられる。

④書面評価の概要

書面による評価は、平成21年度の全助成事業981事業について機構事務局により実施された。評価に用いた書面等は、助成団体による自己評価書、助成金交付申請書、助成事業完了報告書並びに事業の成果物（事業報告書その他の著作物等）である。

まず、自己資金の確保状況や委託費、備品購入の状況など、事務的に整理が可能な数的集計について全助成事業981事業を対象に実施した。具体的には、助成金以外の収入の総事業費に占める割合及び助成金以外の収入の内訳を集計するとともに、旧一般分、及び旧特別分の助成事業にあっては、委託費の有無及び総事業費に占める委託費の割合について、また、旧地方分の助成事業にあっては、備品購入費及び施設整備費（以下「備品購入費等」という。）の額、備品購入費等が総事業費に占める割合及び購入した備品の種類（車両、パソコン等）などについて、事業ごとに調査、集計を行った。

一方、助成事業の質的な評価については、平成21年度の全助成事業981事業から、ヒアリング評価の対象となった100事業を除く881事業を対象とした。機構事務局の限られた知見に基づいた実施ではあるものの、今年度については、審査・採択から期中の助言、精算報告の事務を行う担当課の協力を得て、評価時のみの関わりではなく、事業の計画段階から助成終了まで関わってきた助成担当者による、より長期的な視点に基づきかつ効率的な評価を実施した。

ア) 自己資金の確保の状況

助成経費の集計等により得られたデータのうち、助成事業の総事業費に占める助成金以外の収入（自己資金）の状況を、全事業について表したものが次頁の表6（上）、NPO法人について抜き出したものが表7（下）である。

表では助成事業の規模（総事業費）の規模により、4段階に区分している。総事業費が大きくなるにつれて助成金以外の収入（自己資金）の規模が大きくなっているが、全体的にNPO法人のみの方が平均額の総事業費に占める割合が若干高くなっており、NPO法人の自己資金確保についての努力を垣間見ることができる。

表6 助成事業の総事業費に占める助成金以外の収入の状況（全助成事業）

助成事業の 総事業費	対象 件数 (A)	(A)のうち、 助成金以外 の収入が計 上されている 事業数 (B)		(B)の 総事業費	助成金以外の 収入	総事業費に 対する助成金 以外の収入 の割合	一般会計繰入金	参加費収入額	寄付金・協賛金 収入額
～150万円	191 (19.5%)	159 (83.2%)	件数	159 件	159 件	—	136 件	98 件	31 件
			(%)			—	(85.5 %)	(61.6 %)	(19.5 %)
			総額	161,692 千円	20,859 千円	12.9%	7,257 千円	11,292 千円	2,310 千円
			(平均額)	(1,016,931 円)	(131,189 円)		(53,360 円)	(115,224 円)	(74,516 円)
150万円超 ～300万円	520 (53.0%)	481 (92.5%)	件数	481 件	481 件	—	438 件	257 件	99 件
			(%)			—	(91.1 %)	(53.4 %)	(20.6 %)
			総額	1,018,190 千円	120,224 千円	11.8%	57,825 千円	50,246 千円	12,153 千円
			(平均額)	(2,116,819 円)	(249,946 円)		(132,021 円)	(195,510 円)	(122,758 円)
300万円超 ～600万円	173 (17.6%)	155 (89.6%)	件数	155 件	155 件	—	138 件	82 件	34 件
			(%)			—	(89.0 %)	(52.9 %)	(21.9 %)
			総額	681,845 千円	114,172 千円	16.7%	45,933 千円	54,175 千円	14,064 千円
			(平均額)	(4,399,000 円)	(736,594 円)		(332,848 円)	(660,671 円)	(413,647 円)
600万円超	97 (9.9%)	86 (88.7%)	件数	86 件	86 件	—	79 件	32 件	7 件
			(%)			—	(91.9 %)	(37.2 %)	(8.1 %)
			総額	1,172,328 千円	104,873 千円	8.9%	55,320 千円	45,619 千円	3,934 千円
			(平均額)	(13,631,721 円)	(1,219,453 円)		(700,253 円)	(1,425,594 円)	(562,000 円)
全 体	981 (100.0%)	881 (89.8%)	件数	881 件	881 件	—	791 件	469 件	171 件
			(%)			—	(89.8 %)	(53.2 %)	(19.4 %)
			総額	3,034,054 千円	360,128 千円	11.9%	166,335 千円	161,332 千円	32,461 千円
			(平均額)	(3,443,875 円)	(408,772 円)		(210,284 円)	(343,991 円)	(189,830 円)

表7 NPO法人による助成事業の総事業費に占める助成金以外の収入の状況（NPO法人のみを再掲）

助成事業の 総事業費	対象 件数 (A)	(A)のうち、 助成金以外 の収入が計 上されている 事業数 (B)		(B)の 総事業費	助成金以外の 収入	総事業費に 対する助成金 以外の収入 の割合	一般会計繰入金	参加費収入額	寄付金・協賛金 収入額
～150万円	104 (20.1%)	91 (87.5%)	件数	91 件	91 件	—	79 件	66 件	18 件
			(%)			—	(86.8 %)	(72.5 %)	(19.8 %)
			総額	91,386 千円	12,909 千円	14.1%	4,387 千円	7,723 千円	799 千円
			(平均額)	(1,004,242 円)	(141,857 円)		(55,532 円)	(117,015 円)	(44,389 円)
150万円超 ～300万円	289 (55.9%)	272 (94.1%)	件数	272 件	272 件	—	254 件	142 件	57 件
			(%)			—	(93.4 %)	(52.2 %)	(21.0 %)
			総額	579,817 千円	72,213 千円	12.5%	38,125 千円	27,766 千円	6,322 千円
			(平均額)	(2,131,680 円)	(265,489 円)		(150,098 円)	(195,535 円)	(110,912 円)
300万円超 ～600万円	93 (18.0%)	82 (88.2%)	件数	82 件	82 件	—	73 件	45 件	22 件
			(%)			—	(89.0 %)	(54.9 %)	(26.8 %)
			総額	366,507 千円	65,475 千円	17.9%	29,236 千円	27,307 千円	8,932 千円
			(平均額)	(4,469,598 円)	(798,476 円)		(400,493 円)	(606,822 円)	(406,000 円)
600万円超	31 (6.0%)	29 (93.5%)	件数	29 件	29 件	—	28 件	12 件	6 件
			(%)			—	(96.6 %)	(41.4 %)	(20.7 %)
			総額	276,479 千円	34,604 千円	12.5%	14,316 千円	16,354 千円	3,934 千円
			(平均額)	(9,533,759 円)	(1,193,241 円)		(511,286 円)	(1,362,833 円)	(655,667 円)
全 体	517 (100.0%)	474 (91.7%)	件数	474 件	474 件	—	434 件	265 件	103 件
			(%)			—	(91.6 %)	(55.9 %)	(21.7 %)
			総額	1,314,189 千円	185,201 千円	14.1%	86,064 千円	79,150 千円	19,987 千円
			(平均額)	(2,772,551 円)	(390,719 円)		(198,304 円)	(298,679 円)	(194,049 円)

イ) 機構事務局による書面評価

機構事務局による書面評価については、平成21年度の全助成事業981事業から、ヒアリング評価の対象となった100事業を除く881事業を対象として実施した。

評価方法については、書面のみの限られた材料による評価となるため、より効率的かつ効果的な評価の実施を図るため、①事業計画及び目的の達成度、②費用対効果及び③今後の事業展開の3つの評価項目について、それぞれ3の設問を設けた書面評価表（資料編P. 11様式）により評価を行うとともに、併せて5段階の総合評価を試みた。

ウ) 書面評価結果

書面評価については、前述のとおり、従来、機構事務局において事業終了後に助成先団体より提出された精算報告の確認を行う手続きが終了後、それらの資料などを基に、別途評価担当者が実施してきたが、今年度については、評価時のみの関わりではなく、事業の計画段階から助成終了まで関わってきた助成担当者による、より長期的な視点に基づきかつ効率的な評価を実施したことにより、計画時の事情や事業実施中の経過なども加味し、よりつぶさな状況を把握することができた。その結果、9割を超すほとんどの事業が総合評価で第3段階であるCの「普通の水準」以上の評価を得ており、ほぼ当初の計画どおり事業が実施されている。

なお、自己資金の確保等についても、NPOなどの民間福祉活動の重要性が増す一方で、景気が低迷する中であって、こうした活動を担う団体の資金確保の困難な状況が続くことが予想され、今後はさらに有用な情報収集・提供が必要となってくると思われる。

3. まとめ

前述のとおり、本年度一年間にわたり、平成21年度助成事業の自己評価、ヒアリング評価、書面評価などを実施し、それらの評価結果などを基に、評価部会において今後の助成事業の実施に当たっての課題などを取りまとめた。

また本事業評価とは別に、本年度特に重点的に助成した貧困対策やホームレス支援関係の事業を実施する助成先について、機構事務局全員が分担の上で実地に訪ね、場合によっては実際に炊き出しや夜回りの活動に参加することなどを通して、活動内容を現場で見ることにより、現実にはどのような課題やニーズが存在し、機構としてどのような分野や活動に対して、どのような支援が必要かなどについて現場に学ぶ試みを行っているため、その報告内容についても参考とした。

こうした結果なども基にしつつ、以下においては新たな助成の方向、事業評価についての考え方などについても提起していくこととする。

(1) 連携・ネットワークの必要性

高齢化や少子化の進行、都市部と地方の格差拡大、景気低迷の長期化など、様々な社会的、経済的な環境変化等によって、地域における福祉課題も多様化している。人々の地域に対する帰属意識も変化し、また都市部と地方でも、それぞれ都市部ならではの、あるいは地方ならではの課題を抱え、異なった環境の中で深刻さを増している。

例えば、都市部においては、従来あった隣近所の有形無形の絆も薄れ、高齢者や障害者が孤独な生活を強いられ、あるいは若い母親などが孤独な子育てなどを行う中で、虐待などのリスクが高まることとなっている。

また、女性の社会進出などによる結婚に対する若者の意識の変化、個人情報やプライバシー保護の厳格化、派遣労働の増加や終身雇用制度の崩壊、雇用そのものの

減少といった要因が重なり合い、単身者が非常に孤立しやすくなっていることで、30代40代で社会から孤立する者も増え、「無縁社会」といった言葉も生み出され、深刻な社会問題となっている

地方においては、都市部への流出などによる極端な人口減少などにより、高齢者のみが地域の中で孤立・点在して暮らすことで、日常生活の基盤の維持すら困難となる「限界集落」の問題も多くみられるようになった。

こうした、それぞれの地域独特のニーズや問題に対して、中央から画一的な施策で対応しようとする時代から、次第に、身近な地域で身近な担い手がその地域の特性を把握した上で、適切なサービスを提供することがますます求められてくるようになっている。

また、市場を中心とした経済も停滞し、従来の欧米型の成長モデルを失った上に、こうした状況に公共事業で対応しようにも国家財政も限界の状態となっており、「中央から地方へ」は言葉だけでなく、福祉分野においても必然となっている。

一方で、地方財政も疲弊し、行政だけで行うサービスの限界が明らかになりつつあるとともに、従来福祉サービスの中心であった社会福祉法人に加え、最近ではNPOなどの新たな担い手の活躍が目覚ましい。また介護保険制度の導入などにより、従来の措置に代わり、利用者本位のサービス提供、サービスの自己選択などが一般化し、地域における福祉サービスを取り巻く環境も大きく変化してきた。

このように、地域における福祉ニーズが複雑化、深刻化する中にあっては、行政をはじめ、単独の機関や団体がこうした問題を解決していくことはもはや不可能となりつつある。それぞれが点として活動するのではなく、行政や社会福祉法人、当事者団体などのほか、企業、商店街、自治会、教育機関など様々な地域の主体がそれぞれの役割や特徴を活かして協働、連携していく中で、相乗的に地域全体の福祉力の再生や向上を図っていくことが求められている。

そして、こうした活動は直接行政が乗り出していくよりも、民間の自発性や創意

工夫を活かし、地域の担い手が創り上げ、地域の手で提供した方が、一層温かみのあるものとなるものも少なくない。

またこうした状況の中、企業によるCSRが推奨されており、福祉や環境などをはじめとした様々な問題に対してCSRの取り組みを始める企業が増えてきている。近年は、CSRに取り組むことは、企業にとって一定の社会的信用を得るために不可欠と言えるような状況になりつつある。その一方で、企業は利益を上げることが最大の目的であるにもかかわらず、これまでCSRの多くが「善意の延長」で行われていたため、長続きしなかったり、当初の目的が変質することも少なくない状況でもあった。

しかしながら、サービスの担い手と受け手の間だけでなく、CSRとして関わる企業や事業者も含めて、関係者それぞれがWIN-WINの関係となりつつ、地域の福祉課題に取り組む事例も各地で増えてきた。（P. 29～30 事例1、2参照）

地域の福祉課題解決のために、最も身近な存在としてニーズを発見し、活動の提案をし、取り組みのメインとなり、ある時はよき脇役となる、つまり地域の中で特に柔軟性を発揮し、協働の「ハブ」となる機能を最も期待できる主体となることができる存在こそが、NPOをはじめとする民間福祉活動団体であると考えられる。

地域の中の福祉課題やニーズを身近な生活の中で捉え、それを社会化し、協働につなげ、問題解決に向かうという、こうした動きを大きく推進させるような助成の方向性が、一層求められているといえる。

事例1 「食のセーフティネットモデル事業」

…特定非営利活動法人 フードバンク山梨 (山梨県)

＊本件については、事業評価とは別に、事務局が現場に学ぶ試みの一つとして、平成22年度に実施中の事業を訪ねた報告の一例である（P.26 参照）。

食品に関係する企業や商店などでは、品質には問題ないが、包装不備や賞味期限が近付いたことなどにより商品価値を失った品物が発生する。従来は廃棄されていたこうした食品を、原則として無償で提供を受けた NPO 等の活動団体が、児童養護施設や障害者施設、ホームレスや生活困窮者に供給するという支え合いの取組みが、いわゆる「フードバンク」である。

この団体は山梨県南アルプス市に所在しており、都市部の活動と趣を異にし、地域の特性を存分に活かし、既成の食品だけでなく地元農家より規格外作物の提供などを受け、活動を充実させている。また、行政や民生委員、地域の団体などとも緊密に連携し、生活保護が必要となる以前にこうした支援で支え合うことが、結果として生活保護費の増加の抑制効果にもつながっている。

ホームレスや生活困窮者のもとに、生活に欠かせない食品が渡ることにより、大きな費用を発生させることなく生活を支えることができ、企業などの側にとっても、廃棄物の発生や廃棄費用を抑制できるだけでなく、福祉活動に貢献できるという点で新たな CSR の形としても注目されている。

そして何より、派遣切りなどによる失業者、独居高齢者やひとり親家庭などが、何らかの理由で厳しい状況となった際、生活保護の対象やホームレスなどとなる前に、予防的な支援を行うことのできる支え合いの仕組みが存在することは、地域にとって大変大きな強みとなっている。



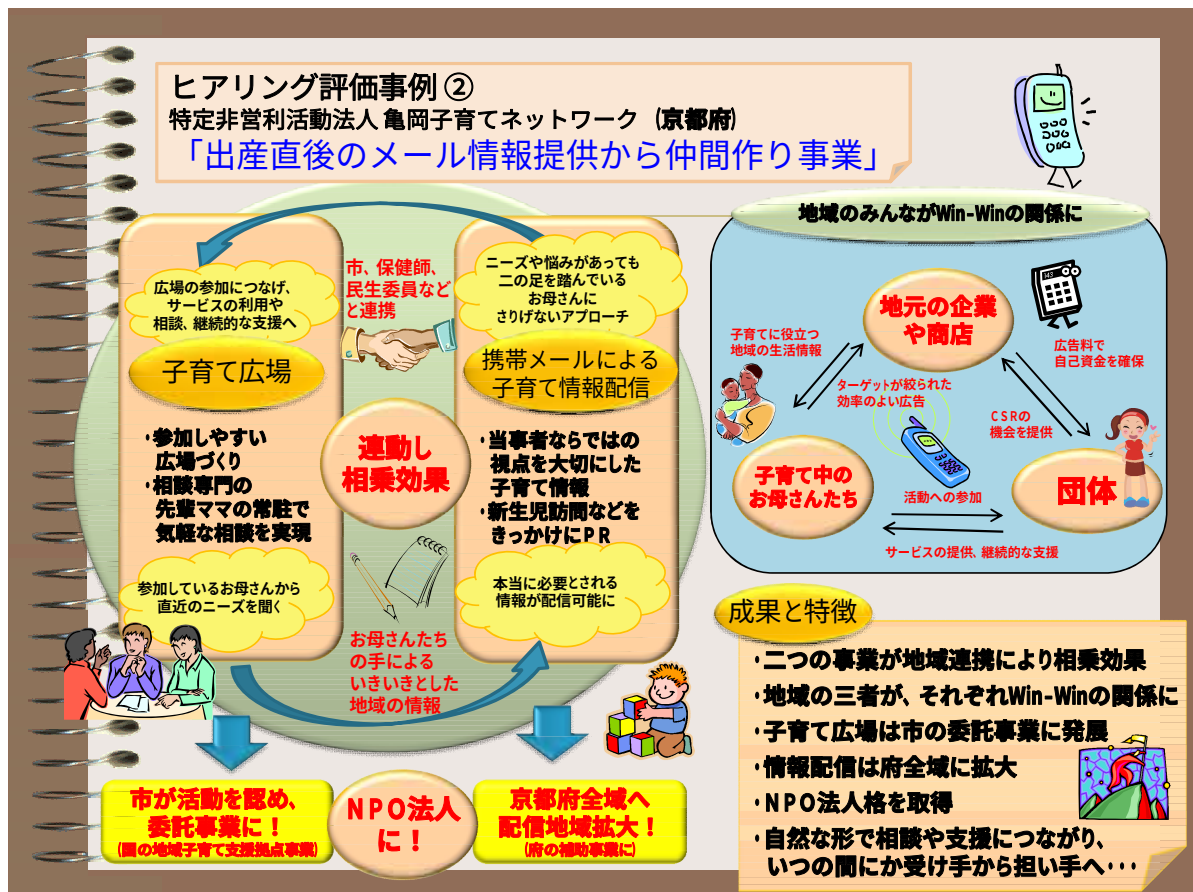
事例2 「出産直後のメール情報提供から仲間作り事業」 …特定非営利活動法人 亀岡子育てネットワーク（京都府）

京都府亀岡市で幅広い子育て支援を行っている団体が、子育て広場事業を運営するとともに、携帯メールによる子育て情報配信事業を行い、この両輪で地域の中で孤立しがちな若い母親たちの育児の課題を解消しようという取組み。

地域の中で孤立した育児をしている母親に、行政の保健師による新生児訪問などと連携して、メール配信事業への参加をPRし、その利用を開始する中で徐々に広場の利用につなげていく、そして子育て広場に集まる親子を通して得られたニーズ把握の結果をもとに、真に必要とされる情報をタイムリーに発信できるという、相乗効果、循環のサイクルを形成している。

つまり、子育て広場への参加が自然な形で相談や支援につながり、参加した母親が情報の提供や編集、相談者になっていくなど、いつの間にか受け手が担い手になるなどの循環も起こっている。

くわえて、メールの子育て情報配信事業は地域に浸透していくにつれ、地元企業などからの広告収入も増え、企業はやみくもに新聞広告などを出すよりも、子育て層にターゲットを絞った宣伝ができ、団体は自立のための資金として広告収入を得られることができる、利用する親子は情報だけでなく、例えば割引クーポンのサービスが受けられるなど、三者がお互いに自然な形でメリットを享受できる仕組みになっており、単にサービスを受けている、与えているだけでは終始しない、関係者相互がWIN-WINの関係になる取組みとなっている。



(2)「相談活動から継続的な支援に結び付ける事業」の効果と期待

今年度ヒアリング評価を実施した事業及びフォローアップ調査結果などを中心に検証する中で、各種の相談活動を実施することを通して地域のニーズを発見し、継続的な支援に結び付けるような手法をとった助成事業で、高い事業成果・効果を上げている事例が各地で見られた。

例えば、助成事業の中で、いじめや虐待、DVの相談事業、認知症や介護についての電話相談事業、ひきこもりの方への訪問、精神障害者の方へのトワイライトコールといったような相談活動や傾聴を実施し、そうした活動の中から発見されたニーズを、各種の相談機関、医療機関、福祉施設、行政サービスなどに結びつける事業がある。こうしたことが専門機関の支援や受診のきっかけとなり、状況の改善や新たな連携体制の構築につながる、あるいは団体が実施している各種サービス、孤独解消・問題共有のための広場・居場所などへの参加へのつながり、場合によっては事業そのものが市町村の施策に取り入れられ、新たなサービスが開発・創出されるなど、相談内容や個別の状況に応じて当事者や家族が持つニーズに合った制度やサービスに結びつけることによって、大きな成果を挙げている事例が見受けられた。(P. 32～33 事例3、4参照)

こうした、相談活動や傾聴を通じてニーズに合致した制度やサービスに接続させて、以後の継続的な支援に結び付けるという手法は、個別性が高く、辛抱強い対応が特に必要で、もともと普遍的なサービスを行うことを使命とする行政では対応が困難なケースも多く、民間活動ならではの柔軟性や機動性、温かみが特に求められる分野といえる。評価結果でも、当事者や家族の満足度も高く、また課題対象や分野の垣根を越え、共通して横断的に有効な手法であると考えられる。

こうした事業実施手法を採る事業については、優先的に採択することで一層高い助成効果を生み出すための一つの分野横断的な視点として、次のウで述べる通り、平成23年度の助成事業を審査する際の選定方針に反映するため、評価部会からの提案として、審査部会に対して進達することとした。

事例3 「夜間生活相談電話トワイライトコール事業」 …特定非営利活動法人 で・らいと (京都府)

京都府城陽市で幅広い障害者支援を行っている団体が、活動を進めていく中で、精神障害の方々の社会的入院の解消は重要だが、地域の受け入れ態勢ができていないことに問題を感じていたところ、地元保健所や市、府の後押しもあり、今回の電話相談事業を計画した。

不眠の症状を抱えたり、夕方に不安定になりがちな統合失調症などの方々が、重い医療処置などが必要なくても、そうした漠然とした不安感を和らげるような支援があれば地域生活がもっと安心して送れるはず、ということで、夕方5時から8時までの時間帯に電話相談を行った事業。

地元の大学の自殺予防チームなどのアドバイスを受けながら、電話相談に必要なノウハウを身に付けた精神保健福祉士などのスタッフが、根気強く懇切な相談対応を実施。実績を重ねて、さまざまな地域の関係者に理解が深まった結果、助成の翌年度の9月から市の委託事業へと発展した。

個別の相談からニーズをひろい上げ、様々な福祉サービスや制度、医療機関につなげたほか、従来、幻聴に悩まされて電話をかけてくるなど、急性症状で対応に苦慮するような方からの電話もたくさん見られた病院や保健所、消防、警察などとの連携も、事業実施を通じて非常に深まった。

また、こうした動向を見て、近隣市町村の団体が同様な計画を始めたといった、大きな波及効果もあり、非常にふくらみのある活動になっている。



事例4 「ひきこもり実態調査および社会参加促進事業」 …特定非営利活動法人 なでしこの会 （愛知県）

名古屋周辺のひきこもりの当事者とその家族の会として、これまで個別相談やひきこもりの当事者の方たちの居場所づくりの活動などを行ってきた。

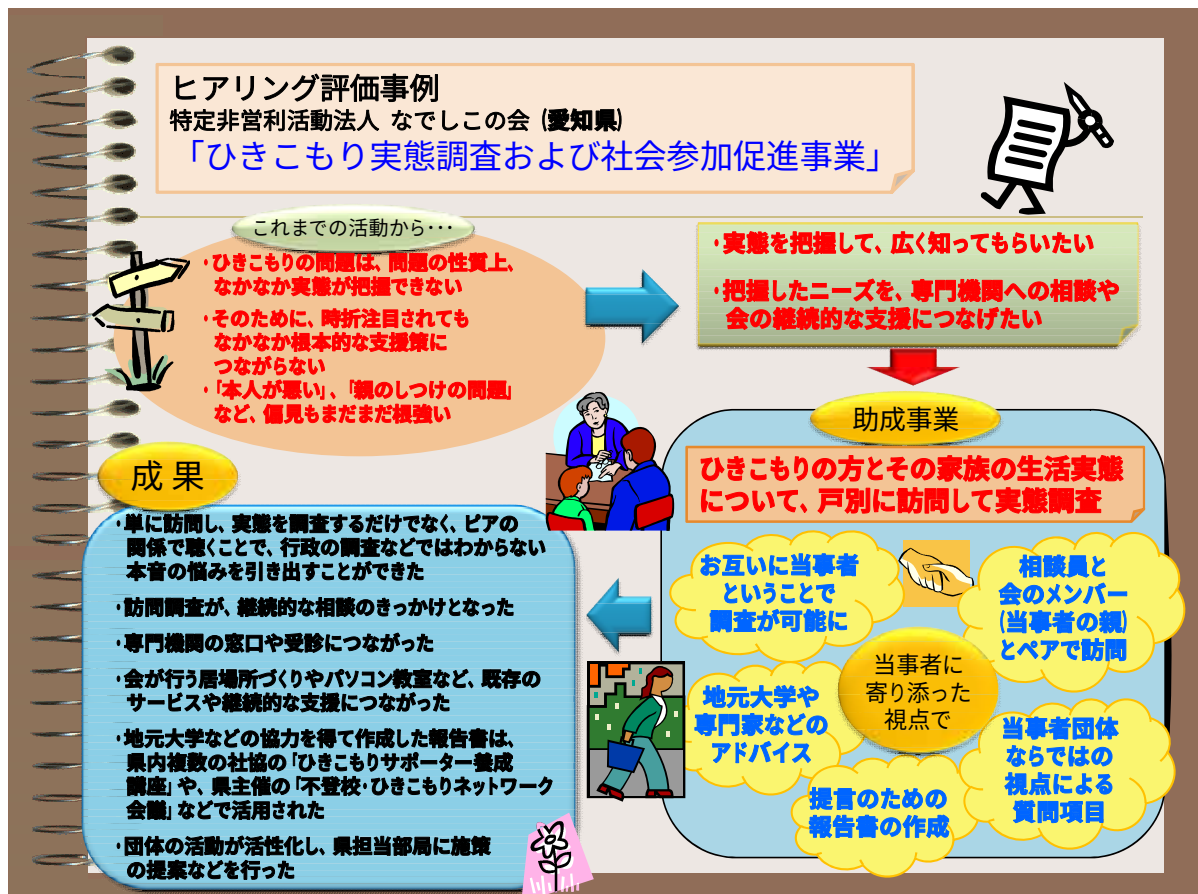
ひきこもりの問題は、「ひきこもり殺人」などセンセーショナルな事件があると一時注目されるものの、虐待などと同様、基本的に家庭内に存在することから、なかなか実態がつかみにくい。

また、一般には未だに「本人が悪い」、「親の躾の問題」とする偏見も非常に根強く、根本的な支援につながりにくい側面がある。

今回の助成事業では、実態の把握を行い、その際に把握したニーズを会の持っているサービスや、専門機関に結びつけたいと考えた。具体的には、専門の相談員と会のメンバーである当事者の親がペアとなり、地域のひきこもりの方とその家族を訪問し、実態調査を行った。行政などが行う調査と異なり、会のメンバーが行くことで当事者同士のピアの関係、フラットな関係で本音のニーズを聞き出すことが可能となり、調査を介した相談活動と潜在ニーズの発掘の機会となった。

調査方法や取りまとめなどについても、地元大学や専門家などのアドバイスを得ながら実施し、継続的な相談、会が行う居場所づくりやパソコン教室への参加、あるいは専門機関の受診などにつなげることができ、長期的な支援の大きなきかけとなっている。

また、その事業成果やノウハウは、助成事業終了後も各地で幅広く紹介され続けている。



(3) 審査・採択への評価結果のより具体的な反映

これまで機構の助成事業においては、自己評価とヒアリング評価の概要をまとめた段階で、中間報告を取りまとめ、その成果を次年度の助成事業の選定に活かすため、「選定に当たっての留意事項」を策定し、評価部会から審査部会へ進達してきた。これは、各評価で得られた課題、あるいは助成事業を行う上で具備することが好ましい事項などについて評価部会で審議し、審査部会ではその留意事項を踏まえて選定方針を策定、その選定方針に基づいて助成事業を審査・選定するという仕組みとしてきた。

こうした、事後評価を行い、その結果をその後の助成事業実施に当たっての改善に活かすという仕組みは、いわゆる「P D C Aを回す」という視点から本来非常に有効であり、対外的にも評価されてきた。

しかしながら一方で、これまでの留意事項の個々の項目を見ると、「費用対効果の重視」、「利用者本位」、「時宜に適った即応性」など、応募事業を審査する上で重要な事項が掲げられているものの、これらのある意味、理念的な項目が実質的にどのように審査・採択に反映されたのか、さらには、反映した採択案件はいずれかなどは必ずしも明確ではない。

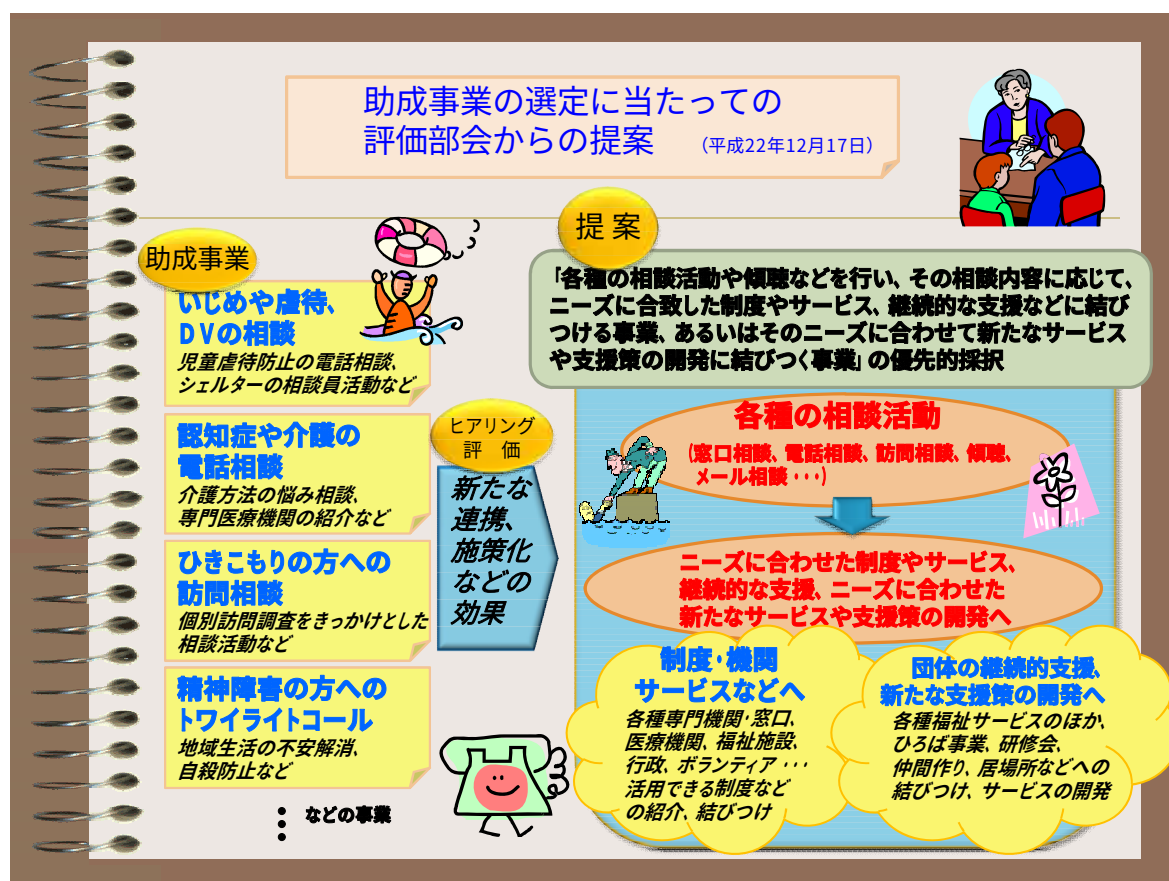
したがって、仕組みとしてP D C Aを回しているものの、可視化できる反映案件を個別に提示することは困難であり、一層実質的にP D C Aの改善のサイクルを機能させるためには、さらなる見直しが必要といえる。

また、本年度より新しい助成制度となり、公平性・透明性をより明確に確保する観点から、選定方針をこれまで以上に明瞭・簡潔にまとめた上で公表することとした。これに伴い、今後は評価結果の審査・採択への反映についても、一層明確にし、公表することとなるが、その際には、評価の結果をどのように選定に活かすのか、より具体的に分かりやすく示す必要があるとともに、明確な評価結果の反映によって高い質の事業が具体的な助成案件として選定・採択されるような仕組みとすることにより、さらにダイレクトなP D C Aの改善サイクルの機能が期待できるものとする必要がある。

そこで今年度については、従来の「選定に当たっての留意事項」として理念的な項目を評価部会から審査部会へ進達する方法から、簡潔で具体的な「提案」としてまとめて、ダイレクトに選定方針に反映することとした。この「提案」は、機構の助成ならではの特徴としてのヒアリング評価結果等の中から、特に浮かび上がってきた要素を選定方針に反映させることとし、具体的には優先採択すべき分野、優先採択すべき手法を明示し、該当する事業を行う応募については重点的な設定をすることなどによって、より直接的に審査・採択の結果に結び付けるものとした。

本年度については、前述の「相談活動から継続的な支援に結び付ける事業」を、具体的な優先採択すべき手法として掲げた。

また、評価結果をよりダイレクトに審査・採択に反映させることで、助成効果の高い事業を選定するだけでなく、そののちもその効果や課題などをさらに評価・検証することにより、より実質的なPDCAの実現を目指していくことが重要となる。



助成事業の選定に当たっての評価部会からの提案

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会評価部会
部会長 潮谷義子

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会評価部会は、本年度実施した平成 21 年度助成事業のヒアリング評価結果等を踏まえ、平成 23 年度社会福祉振興助成事業の選定に当たって、次のように提案します。

なお、助成事業の選定に当たっては、ヒアリング評価結果を活用していただくとともに、先頃閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の趣旨に沿って、助成事業を厳選し、より効果的な助成が行われるよう特段の配慮をお願いします。

高齢化や少子化の進行、景気低迷の長期化、都市部と地方の格差拡大、新たな貧困問題の発生などにより、児童や高齢者、障害者への虐待問題をはじめ、いじめやひきこもり、育児不安、認知症や介護などの悩み、自殺増加など、地域における福祉課題は多様化、深刻化しています。

その一方で、当事者やその家族の多くは、まずどこに相談すべきか分からないことも少なくなく、問題が地域や家庭の中で潜在化することで、ますます深刻な状態となることもあります。

こうした問題に対処するために、各種の相談活動（窓口、電話相談、傾聴、訪問など）が行われていますが、今年度ヒアリング評価を実施した事例にも、認知症の方を抱える家族の悩みを聞き介護の助言を行う事業や、虐待・DVについての相談事業などをはじめ、ひきこもりの方への実態調査を兼ねての訪問・相談を行う事業、精神障害の方の地域生活で生じる不安に電話相談で応じる事業などがあり、相談によって単に不安解消などに役立つだけでなく、必要に応じて専門機関などを紹介したり、団体が行うサービスにつなげたりするなどの様々な活動があります。

このような活動は個々人のニーズに寄り添う個別的な対応とならざるを得ません。対応には長時間を費やす場合も多く、一過性に終わることは少なく、継続的に血の通った温かい支援が望まれます。これらはまさに民間団体ならではのホスピタリティ、柔軟性、ネットワーク創りなどが求められている分野であるといえ、地域の諸機関と新たな連携関係を構築したり、実績を認められ行政の委託事業に移行するなど、顕著な事業効果をあげています。

こうしたことから、民間の柔軟さを活かした相談を行い、その相談内容に応じて、ニーズに合致した様々な制度やサービスなどに結び付ける、あるいはそのニーズに合わせて新たなサービスや支援策を開発することなど、当事者やその家族の側に立った継続的・効果的な支援を可能とするような事業手法の案件については、優先的に採択されたく提案いたします。

提案：「各種の相談活動や傾聴などを行い、その相談内容に応じて、ニーズに合致した制度やサービス、継続的な支援などに結びつける事業、あるいはそのニーズに合わせて新たなサービスや支援策の開発に結びつく事業」の優先的採択

(4) 評価方法の見直しの必要性

これまで機構の助成事業では、団体自身による自己評価、評価部会委員や機構事務局によるヒアリング評価、機構事務局による書面評価の3つの評価方法を中心に事後評価を実施してきた。こうした異なる方法による多角的な評価は、5年以上の実施を経て、一定の成熟をみたといえる一方、より有効な評価や評価結果の活用のためには、それぞれ改善すべき課題などについて考える必要が出てきた。

加えて、今年度より助成財源を国の一般会計から国庫補助金として得ることとなり、また来年度の助成事業の募集に当たって、こうした環境変化に対応した新たな助成プログラム作りを行ってきた。この動きに並行して、当然ながら事業評価のフレームも新たな助成プログラムに対応したものとする必要が出てきた。

3つの評価方法のうちヒアリング評価については、評価部会委員による評価は専門的な知見による評価の方法として、あるいは事務局による評価は団体への助言や情報提供も行うことのできる貴重な機会として、これまでも事後評価の中心的な手法として実施してきた。特に本年度においては、年度当初の評価方針において、旧一般分助成を中心とした、比較的規模の大きく社会的影響や責務の大きな事業については、できる限り専門的かつ客観的な評価結果を導き出すために、評価部会委員のヒアリング評価を中心に実施した。

また、旧特別分・地方分などを中心とした各地域で実施される事業については、事務局が中心となって地域ごとのヒアリング計画を策定し、これまで以上に効率的・集約的にヒアリング評価を行うとともに、あわせて助成金情報や他団体・他地域の事例紹介、事業成果のPR方法、事業への支援者や参加者の募集・集客、広報アイディアの提案など、事業の継続・発展のための情報提供や助言に注力し、単に助成金を交付するだけでなく、これらの支援による事業継続の後押しや助成効果の向上に力を入れた。

こうしたヒアリング評価を中心とした各評価方法の実施や、その結果から、具体的には次のような課題が表れてきたと考えられる。

① 評価の目的、評価項目、評価基準などについての見直し

共通の評価項目や様式などを使用しながらも、現在のようなヒアリング評価のスタイルで運用し始めて5年以上経ち、実際の事業を評価する際にケースによっては必ずしも項目が適合しなかったり、各委員ごとに評価のスタンスなどに差異が生じる場合もあるなど、今後より評価結果が重要視されるにあたり、評価の目的、評価項目、評価基準などについて再確認・再構築する必要が出てきた。

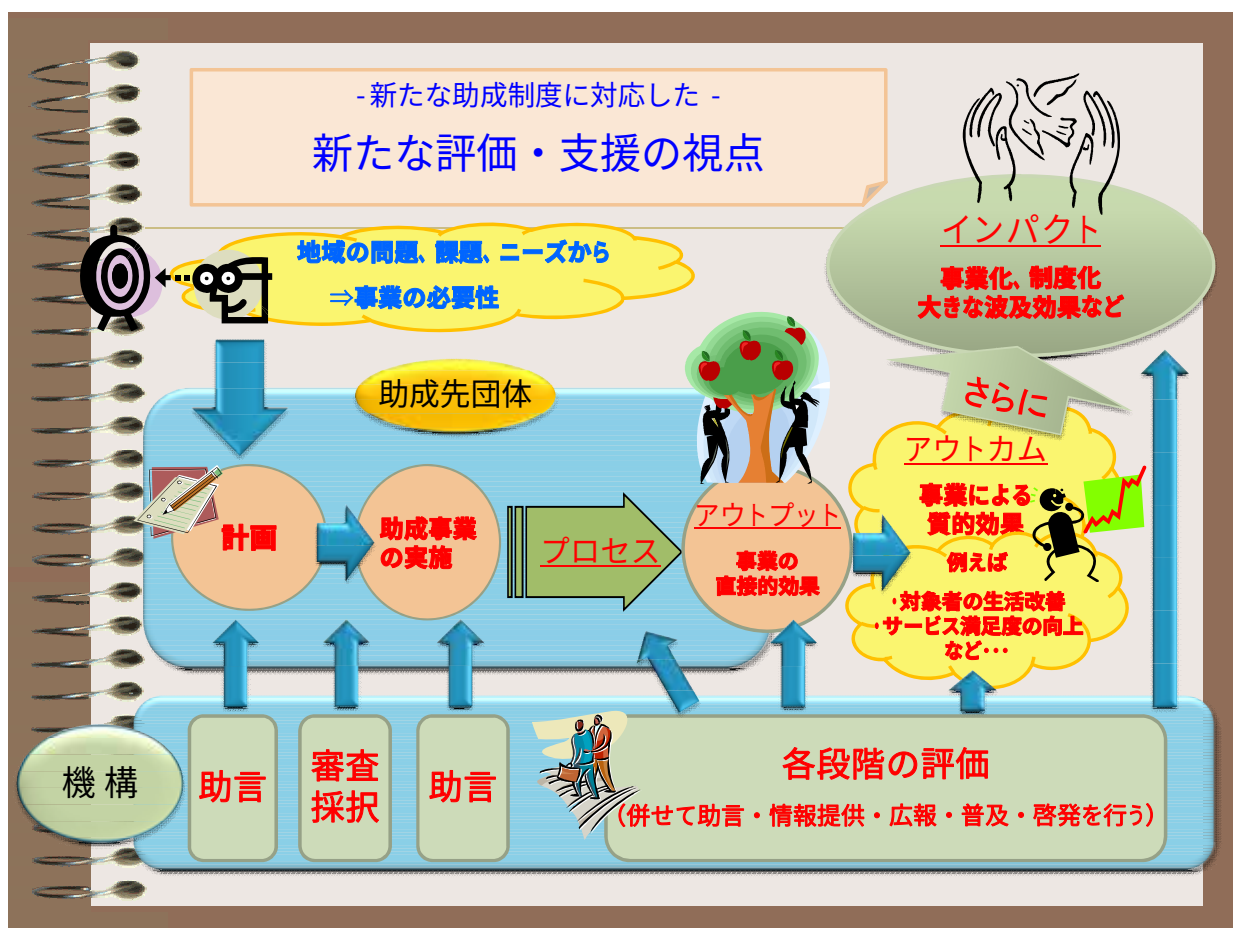
また、今後は国庫補助事業として、投下した助成金に見合う事業の成果とその社会的効果についてますます求められることとなり、特に金額の大きな事業や多くの機関と連携しながら進める大型の事業については、その社会的な影響や責務の大きさなどから、結果の説明責任などもこれまで以上に求められてくることになる。

そうした意味においても、単に事業の実施プロセスを評価し、あるいは単一の視点から捉えるのではなく、できる限り複数による客観的な視点によって、プロセスだけでなく、助成事業による成果や、その成果が地域や社会にどのようなインパクトを与えたかについて着目し、検証することで、団体の以後の活動に対しての効果的な助言や、機構が助成すべき分野、助成の手法、制度の見直しなどにとって、より直接的で有用な材料を得ることを可能とすることが必要である。

特に評価項目については、「どのように事業を実施したか」というプロセスの重視に加え、国庫補助金の投入に見合った成果の確認や、優れた手法や成果の発掘などのために、事業の直接的成果（アウトプット）や、それが地域や社会に及ぼした影響や成果（アウトカム、インパクト）などについて、これまで以上に重視し、把握、評価する必要があるといえる。

また、委員によるヒアリング評価については、できる限り複数委員による評価を実施し、各委員の所見を突き合わせて協議し、総合的な評価を取りまとめると

いうプロセスを踏むことにより、より客観的な評価を得ることが可能となるとともに、各分野の専門的な視点から、多角的な助言などを取りまとめることができるようになると考えられる。



② 自己評価の位置づけ、方法の検討

団体自身が行う自己評価については、従来、できる限り助成団体側が分かりやすく、あるいは回答しやすくするために、項目チェック中心の記入方法を採用してきた。しかしながら、こうした方法では各項目を掘り下げたり、本来求めたい自己検証などの効果を十分に得られることができない場合も少なくないと考えられる。

例えば、個々の自己評価項目について、単に「できた・できなかった」をチェックするのみに終始するのではなく、その項目の達成具合について、団体としてどのように評価し、今後の活動継続や発展につなげていくのかについて、振り返

りの機会を持つためのツールとなるような構成とすることが好ましい。

自己評価については、あくまでも事業を実施した団体自身による、主観的な評価であることから、評価のひとつの手段としての実施はもちろんながら、団体自身による事業のプロセスや成果などについての「振り返りの機会」とすること、また事業開始前からあらかじめその評価様式を見ることによって目標設定の指標としたり、場合によっては事業実施する上で注意すべき点を共有するなどの自戒的な機能、あるいは機構が事後評価を実施するにあたって、団体としてどのように自己の成果を捉えているかをつぶさに知るための最初の「扉」の役割を果たすツールとして期待することなどに、さらにその機能を求めるべきといえる。

今後は、事業開始時に、この助成金で事業を実施することにより、「どのような成果が問われているか」を前もってはっきりと認識でき、さらに事後はその項目ごとに内容を整理して提示できるような、一層実質的な自己評価、成果報告を可能とすることのできるような方法、項目、様式とすべく検討が必要といえる。

③ 書面評価方法の見直し

従来より、ヒアリング評価の対象とならなかった残りの事業を対象として、精算報告や事業の実施により得られた成果物などの書面をもとに、書面評価を実施してきた。

ヒアリング評価については、現在は毎年度全助成事業の約1割（100件程度）について実施しており、団体より事業の状況や成果を直接聞き、場合によっては現場をつぶさに見ることによってその成果を実態として見聞きできる方法ではあるが、その実施については当然ながら一定の経費や時間が必要となり、全数の実施は物理的にも経費的にも不可能といえる。

一方、書面評価については、団体より提出された書面をもとに、助成対象となった事業経費の内訳や、自己資金の状況などの数的集計と、事務局による質的な評価を実施しており、機構事務局による限られた知見での実施ではあるものの、今年度については、審査・採択から期中の助言、精算報告の処理を行う担当課の

協力を得て、評価時のみの関わりではなく、事業の計画段階から助成終了まで関わった担当者による長期的な視点で、より客観的かつ効率的な評価を行うことができた。

ただし、ヒアリング評価などと同様、事業の実施プロセスとともに、助成事業による成果や、その成果が地域や社会にどのようなインパクトを与えたかについて、より一層着目し、検証することが重要となる。

また、実地で対面して行うヒアリング評価に比して、書面のみの評価には自ずと限界はあるものの、それゆえに、限られた材料であってもよりの確に実施できるよう、新たな助成制度に合わせた評価項目などの検討が必要といえる。

そして、当然ながら評価者としても、事務局の専門性のさらなる向上が必要となる。

なお、NPOがスタッフを雇用し、安定した活動を実施するための財政規模の目安としては、年間2,000万円ともいわれているが、内閣府が実施した「平成20年度市民活動団体基本調査」の統計によれば、こうした状況にある団体は全体の3.9%に過ぎない

NPOなどの民間福祉活動の重要性が増す一方で、長期にわたる景気の低迷などにより、こうした活動を担う団体の資金確保の困難な状況が続くことが予想され、団体の健全で安定的な経営のために必要な自己資金の確保等について、さらに有用な情報収集・提供が必要となってくると思われる。

④ 課題別クラスター評価の実施

機構のこれまでの助成では、民間の福祉活動支援のため、幅広い課題に対して助成を行ってきており、またそのことが従来の機構の助成制度の特徴のひとつでもあった。しかし、今般、助成制度が新たなものとなり、より政策を反映し助成効果を最大化するために、助成対象とする福祉課題や分野をかなり限定することとなった。

これは限られた財源でより一層効果的な助成を行うための政策的指向であり、

例えば児童家庭福祉の分野でいえば、従来子育てに係る全般の課題に対して助成を行ってきたところを、児童虐待やDVの防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭の支援など、より緊急度が高い問題を優先し、あるいは、医療的ケアの問題や貧困対策など、時代の変化により顕在化してきた新たな課題や、ニーズが増大しはじめている問題などが、より優先的に助成されることとなった。

したがって、これまでも年度当初に評価方針を定め、一定の評価の切り口（助成事業の規模、自己評価の状況など）を基準にヒアリング評価対象事業の選定などを行ってきたが、こうした事業規模などの切り口だけでなく、特に定めた助成分野や課題毎に一定数の評価を実施し、助成効果についての検証を深める、「クラスター評価」というべき評価方法がより求められてくるといえる。

こうした分野・課題別に一定数の評価を行うことで、助成対象としての分野や課題の設定が有効であったか、あるいはこうした分野や課題に対して的外れでない、相応しい助成がなされているかを検証し、さらにはヒアリング評価などを通してエンドユーザーたる地域の人々の真のニーズや新たな課題を発見・発掘することなどにより、助成制度のPDCAに活かしていくことが可能となる。

さらに、これらの結果を基に、地域や民間福祉活動の状況を検証する中で、行政でも民間でもなく、その中間に位置し、そのどちらとも緊密な接点を持ち得る、機構としての特色と事業成果を活かした、政策的な提言を行っていくことが可能となると考えられる。

おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、長寿・子育て・障害者基金による助成制度により、約20年にわたり、NPOなどの民間福祉活動団体による約11,000件の事業に対し、総額632億円にのぼる助成を行ってきた。本年度の事業評価の対象となった平成21年度助成事業は、この基金による財源で行われた最終年度の事業である。

この約20年の間、高齢化や少子化の一層の進行、経済成長の鈍化など、様々な社会的、経済的環境の変化が起こった。それに伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化するとともに、介護保険制度や障害者自立支援法の施行などにより、民間福祉活動を取り囲む環境も急激に変化した。

こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自発的で柔軟性のある活動が、各地で実績をあげることで人々の認知を獲得し、それぞれの地域に根付き始めている。

一方で、平成21年11月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金についてはその全額を国庫に返納し、以降の助成財源は必要額を毎年度予算要求することとなり、本年度より機構の助成制度は「社会福祉振興助成事業」として、国庫補助金による助成制度に生まれかわった。

民間財団等の助成と異なり、地域や現場のニーズや課題をまとめ、助成の方向性に反映するとともに、政策提言にもつなげていくという、行政と地域や福祉現場の中間に位置する機構ならではの立ち位置や役割を十分活かして、より大きな効果を社会にもたらしていくことがますます求められている。

また、本報告書のとりまとめがほぼ終盤にさしかかった平成23年3月11日に、東北地方を中心にこれまでに例を見ない規模の巨大地震とそれに伴う津波などが発生し、まさに国難ともいえる未曾有の大被害を、広範囲にわたってもたら

している。

被害も全容把握が困難なほど甚大なものとなり、被災地を中心としながら国民全体の生活に大変な打撃を与えており、その影響は相当長期的なものになるものと容易に推測される。

被災者の生活・福祉に係る問題への対処や地域の復興のために求められるボランティア活動への支援などが早急に望まれるとともに、その後も長期にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、様々な新しい福祉課題が生まれてくることが予想される。

地域における福祉課題の多くは、個別性が高く非貨幣的なニーズに基づくものであり、かつてのように行政による普遍的な施策のみでは対応が困難なものが増えている。そうした中であって、NPOなどの民間福祉団体による温かみのある血の通った活動に対する認知が向上し、単に制度やサービスの隙間を埋めるだけでなく、前述のような地域における連携や協働の提案者や「ハブ」となり、新たに生まれるニーズに柔軟に対処し、あるいは失われつつあるつながりや絆をつくり直すことを通して、地域社会の再生のために大きな実績をあげつつある。

こうした活動の芽を各地で絶やすことなく、一層後押ししながら、そこですくいあげたニーズや課題を、さらに利用しやすい助成制度に向けた改善に活かすとともに、必要な政策へと反映させるためにも、助成制度の在り方とともにこの事業評価の真価もさらに問われて来るといえる。

また前述のとおり、基金事業による助成の事業評価は今年度で最後となり、平成23年度からの評価対象は国庫補助事業による助成となる。今後、これまで以上に事業の成果や社会的効果が求められ、「公的助成金の投入効果」としての成果の一層の検証が必要となることから、この新たな助成制度に合わせて、さらなる明確さや客観性を備えた評価方法を検討するとともに、より効率的・効果的に評価が行えるような実施体制作りが必要となる。

これらを踏まえ、これまでの約20年間の助成実績とノウハウを活かし、単に助成金の交付のみにとどまらない活動団体への様々な支援など、時代の要請に即した、民間福祉活動に対する機構ならではの支援の一層の展開に期待し、本報告書の結びとする。

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

評価部会 委員名簿

〈部会長〉	潮谷 義子	長崎国際大学 学長
〈部会長代理〉	栃本 一三郎	上智大学総合人間科学部 教授・学部長
	青沼 孝徳	涌谷町町民医療福祉センター長
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院 教授
	汐見 稔幸	白梅学園大学 教授・学長
	野村 一路	日本体育大学体育学部 准教授
	橋本 英樹	東京大学大学院医学系研究科 公共健康医学専攻 教授
	東 畠 弘子	ジャーナリスト 日本社会事業大学社会事業研究所
	山岡 義典	日本NPOセンター 代表理事 法政大学現代福祉学部 教授
	和田 敏明	ルーテル学院大学総合人間学部 教授

(部会長及び部会長代理以外は五十音順、敬称略)

(参 考)

事業評価において特に優れた事業と認められた事業一覧（平成21年度助成事業）

機構では、毎年度助成事業の評価を行う中で、特筆すべき効果が見られた事業や、独創性がありユニークな事業で、広くご紹介すべきと思われる事業を選び、公表しております。

本年度は以下の11事業をご紹介します。

No.	評価先団体	事業名	助成区分	基金区分	他団体との連携・ネットワークを活用した事業 ※1	相談活動から各種支援に結びつけた事業 ※2	掲載ページ
1	社会福祉法人 はばたき福祉事業団	H I V感染者の就労実践のモデル啓発 事業	旧一般分	高・障			50
2	社会福祉法人 同仁会	雑穀栽培によるソーシャルファーム支援 事業	旧特別分	高・障	連携		52
3	特定非営利活動法人 ウィメンズネット・マサ カーネ	D V当事者の自立支援・調査・実践・ 普及事業	旧特別分	子育て	連携	相談	54
4	特定非営利活動法人 子育てサポーター・チャオ	仕事復帰に向けた企業とのネットワーク 事業	旧特別分	子育て	連携		56
5	特定非営利活動法人 里親子支援のアン基金プロ ジェクト	里親家庭への訪問を中心としたピアサ ポート事業	旧特別分	子育て		相談	58
6	特定非営利活動法人 で・らいと	夜間生活相談電話トワイライトコール 事業	旧地方分	高・障	連携	相談	60
7	特定非営利活動法人 なでしこの会	ひきこもり実態調査および社会参加促進 事業	旧地方分	高・障	連携	相談	62
8	特定非営利活動法人 福祉ネットABC	障がい者就労支援の工賃アップ事業	旧地方分	高・障	連携		64
9	旭川LD親の会ぷりずむ	セルフマネジメントプログラム事業	旧地方分	子育て	連携		66
10	特定非営利活動法人 亀岡子育てネットワーク	出産直後のメール情報提供から仲間作り 事業	旧地方分	子育て	連携	相談	68
11	特定非営利活動法人 静岡光の家	エンジョイ！三輪タンデムサイクリング 事業	旧地方分	障スポ	連携		70

※1・・・「他団体との連携・ネットワークを活用した事業」とは、他の団体（行政、社会福祉協議会、関係機関、他のNPO法人、大学、企業など）と特に活発に連携しながら事業を実施し、その結果、特に事業の成果や効果が高いと思われる事業。

※2・・・「相談活動から各種支援に結びつけた事業」とは、各種の相談活動などを行い、その相談内容に応じて、二

旧一般分 ■高齢者・障害者福祉基金

社会福祉法人 はばたき福祉事業団

「H I V感染者の就労実践のモデル啓発事業」

【助成金額 5, 6 9 6 千円】

◆ 団体による事業の紹介

H I V感染症は、薬害エイズ訴訟の和解を機に飛躍的に医療が向上し、生きることが可能な疾病となりました。生きていくためには就労は必要ですが、H I V感染者は社会からの差別偏見を恐れ就労に踏み出せず、企業はH I Vへの理解不足から受け入れを拒むケースもあります。そこで当事者、企業、行政、医療者等らが協働し、H I V感染者が安心して就労できる環境づくりを目指し、H I V感染者就労のための協働シンポジウムを開催しました。

◆ 評価部会委員によるコメント

種々の偏見、無理解によるHIV感染者の社会的地位、存在を高めるため、困難な条件の中地道かつ継続的な活動により、少しずつであるが大きな意義を持つ社会的変化につながっている。

費用的にも妥当。

作製したDVD、パンフレットは質の良いものでより広範な層への配布につながるような支援をすべき。

しいていえば、なかなか広まらない企業側への働きかけとして産業医(専属)を窓口の1つに加えることを考慮してはいかがか。

◆ 事務局によるコメント

- 地道な活動ではありますが、なかなかH I Vに対する正確な理解が広まらない現在、重要な事業であると考えます。

ヒアリングの際もお話されていたように、今後はこの問題を学校教育にも広げていき、子どもたちに正しい理解を伝えることで、子どもたちが将来仕事に就いた際に、この問題に対する差別や偏見をもたないようにすることも重要であると思われます。

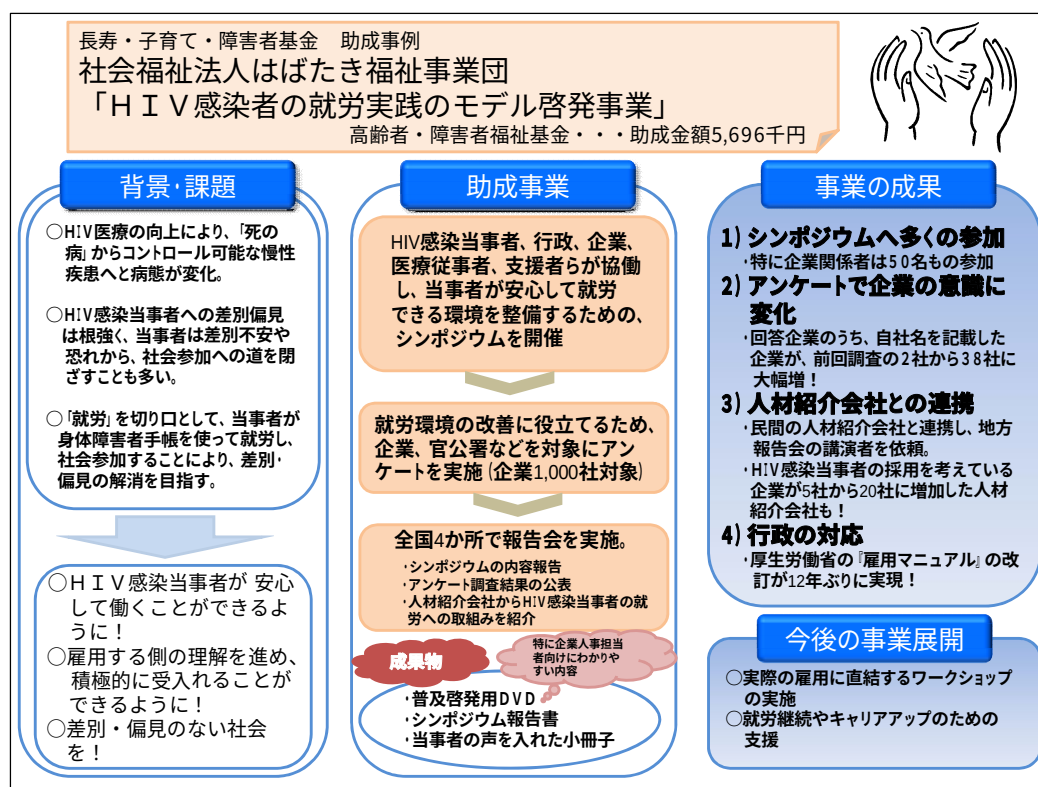
- これだけ景気の低迷が長引き、雇用情勢も一向に好転しない状況の中で、こうした活動はますます重要なものと考えられます。そうした意味でも、啓発用のDVDは非常に優れたつくりになっていると思われます。実際に雇用した側、雇用された側の生の声を収録し、どのような点を配慮し、社内を取りまとめ、自然な形で就労を継続させるかなど、特に企業の人事担当者にとって大変具体的で実践的なものとなっており、こうした内容は他ではなかなか見られないと思われます。

常識的な健康配慮を行っていただければほとんど健常者と変わらない労働力となり、一方、企業側は法定障害者雇用率についてもクリアしていかなくてはならないという現実的な課題もあるため、こうした助成成果が広く知られることによって、確実にH I Vの方たちの雇用への理解が進められると考えられます。

様々な方法でぜひPRを進めていただくことによって、今以上の大きな波及効果が生まれる事を期待いたします。

◆ 助成事業による成果物など

- 報告書「皆で協働劇的前進・H I V感染者就労のための協働シンポジウム」
- チラシ5種「H I V感染者就労のための協働シンポジウム」
- ポスター「H I V感染者就労のための協働シンポジウム」
- 小冊子「ずっといっしょにはたらくブック〜H I V/エイズと生きる社会〜」
- DVD「2009年H I V感染者就労のための協働シンポジウム」



団体への問い合わせ先

〒162-0814 東京都新宿区新小川町9-20

社会福祉法人 はばたき福祉事業団



03-5228-1200

<http://www.habatakifukushi.jp/>



旧特別分 ■高齢者・障害者福祉基金

連携

社会福祉法人 同仁会

「雑穀栽培によるソーシャルファーム支援事業」

【助成金額5,000千円】

◆ 団体による事業の紹介

障がい者の就労機会の拡大と耕作放棄地の活用で、地域活性化を目指して雑穀栽培に取り組みました。参加した障害者は、栽培の他、草刈り機の使用も練習し、耕作放棄地での仕事のめどが立ちました。加えて指導に役立てる評価シートの作成に取り組みました。また雑穀を使ったパンや焼き菓子、献立の開発も行い、前者は製品化し販売も始めることができました。この成果や取り組みの意義はイベントで市民に周知し、試食を通して雑穀の魅力を広めました。

◆ 評価部会委員によるコメント

休耕田を活用し、知的障害者の就労の場としての雑穀栽培を行い、その収穫物を他の障害者就労事業に生かしていこうとするこの試みは、環境保全の視点をもった先駆的で可能性のある事業である。解決すべき多くの課題が予想されたが、これまでの実績やネットワークを活かして、初年度ながら一定の可能性を明らかにした。

事前に書面や報告書で見た時はコスト高の面も含めて一般的なレベルの評価と判断したが、現地訪問してこれまでの取り組みについて詳しく聞き、関連施設やフィールドなども視察して確認したところ、着実な実施によって基礎固めが行われつつあることが分かり、将来の高い発展性を確信することができた。知的障害者の就労と言う面で評価するにはまだ明らかにすべき課題があるが、1年目の事業としては高いレベルである。

今後は、環境保全や休耕地の有効活用としての意味とともに知的障害者の就労の場としての意味を、数値的にも蓄積して明らかにしていってほしい。合わせて、雑穀の市場性や栄養的価値についても、その収穫物の活用を進めながら追究していってほしい。

◆ 事務局によるコメント

○ 21年度は初年度ということもあり、冷夏の影響でほとんど収穫のなかったものもありましたが、事業は計画通り進んでいたことを確認しました。22年度も規模を拡大して取り組んでおられるとのことで、今後のますますの発展を期待します。

○ 障害のある方が、作業を忘れずに自分の力で行えるよう、セルフチェックカードや自己評価カードなどを作成したことにより、作業自体はとても円滑に進んだとお聞きしました。このシートは報告書の中では若干の言及のみでしたが、とてもシンプルで分かりやすくできているため、解説などを加えて、ぜひ他の事業所でも使用できるものを作成されてはいいかがか

と感じました。

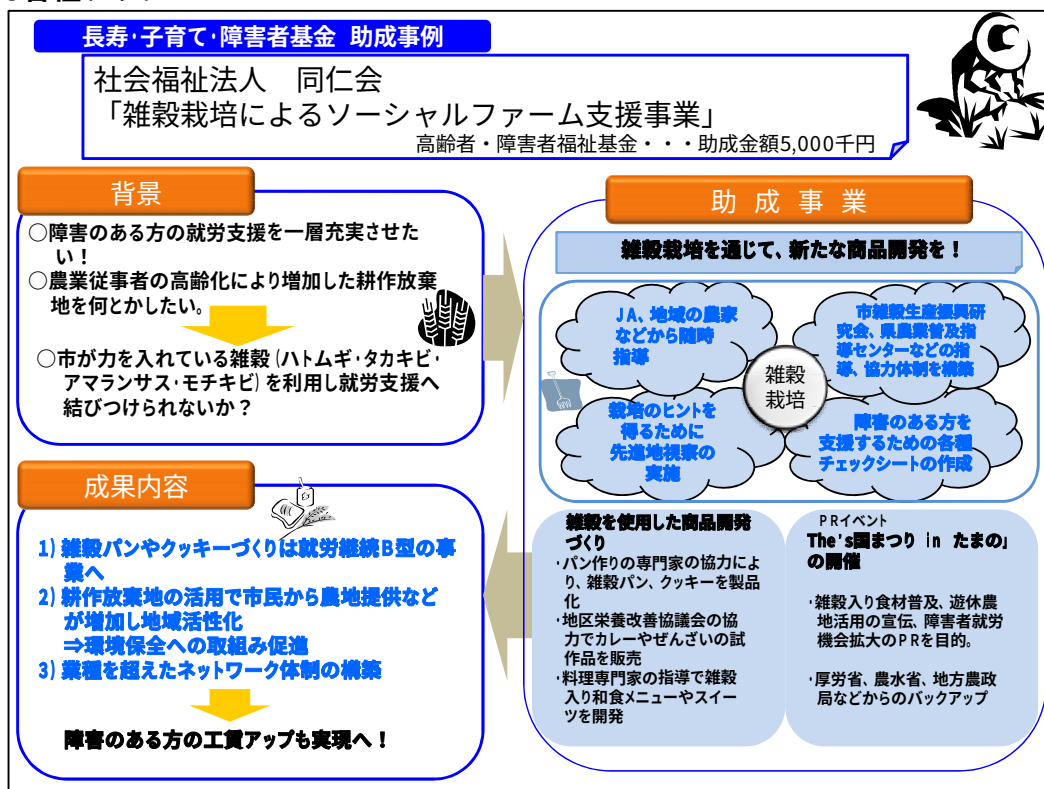
- 作業可能な人員の増や、収穫量の増加を目指し、今後も様々なハードルが待ち構えていると思いますが、これまで培ってきた実績と信頼をフル活用して、ぜひ成功させていただき、そのノウハウを全国に普及していただきたいと思います。
- 行政をはじめ、JAや地域の農家（特に高齢者）との連携の他、市雑穀生産振興研究会や県農業普及指導センター、更には生産した雑穀を商品化するために地域の料理家や地区栄養改善協議会など、団体が持つ様々なネットワークを駆使して実施されている好事例としてとられました。

また、活動紹介・普及イベントでは、厚労省、農水省、地方農政局をあげてバックアップをいただいた結果、企画内容も充実し大変盛況となり、全国に向けてアピールすることもできたなど、助成金を活用いただいた事業から多くの連携が生まれた好事例といえます。

◆ 助成事業による成果物など

- 報告書「平成21年度 雑穀栽培によるソーシャルファーム支援事業～障害者の就労支援と遊休農地の有効活用～」

○ 各種チラシ



団体への問い合わせ先

〒706-0143 岡山県玉野市木目1461

社会福祉法人 同仁会



0863-71-0110

旧特別分 ■子育て支援基金

連携

相談

特定非営利活動法人 ウィメンズネット・マサカーネ

「DV当事者の自立支援・調査・実践・普及事業」

【助成金額5,000千円】

◆ 団体による事業の紹介

シェルター退所後の自立支援のあり方を探るため、シェルター退所後の女性と子どもの追跡調査を実施し、報告書の配布を行いました。

DVシェルター退所後の子ども支援プログラム「ぼけっと」及び手仕事による楽しみを提供する女性支援プログラム「ディサービス」を実施しました。

子どもや女性のためのプログラム普及のための研修会を実施しました。

◆ 評価部会委員によるコメント

NPOの運営面での力量が高い。着実であるとともに構想力がある。

◆ 事務局によるコメント

○ 調査事業で、道内8か所の民間シェルターの退所者のその後の生活実態を、129家族から聞き取り調査した結果は、当事者たちと強固な信頼関係を築いているシェルターならではの内容となっており、その地道な活動の積み重ねに心より敬意を表します。

就労や経済的な状態、メンタル面を中心とした健康問題、子どもにまつわる悩みや養育費などをめぐっての加害者との関係などの状況が浮き彫りになっている内容と感じました。シェルターの支援によって平穏な生活を取り戻した喜びとともに、喪失感や不安も大きく、また経済的には避難前の方が楽であったなどの回答も多く、過酷な状況もよく分かるものとなっていて、素朴な聞き取り調査ではありますが示唆するものは非常に重い内容でした。

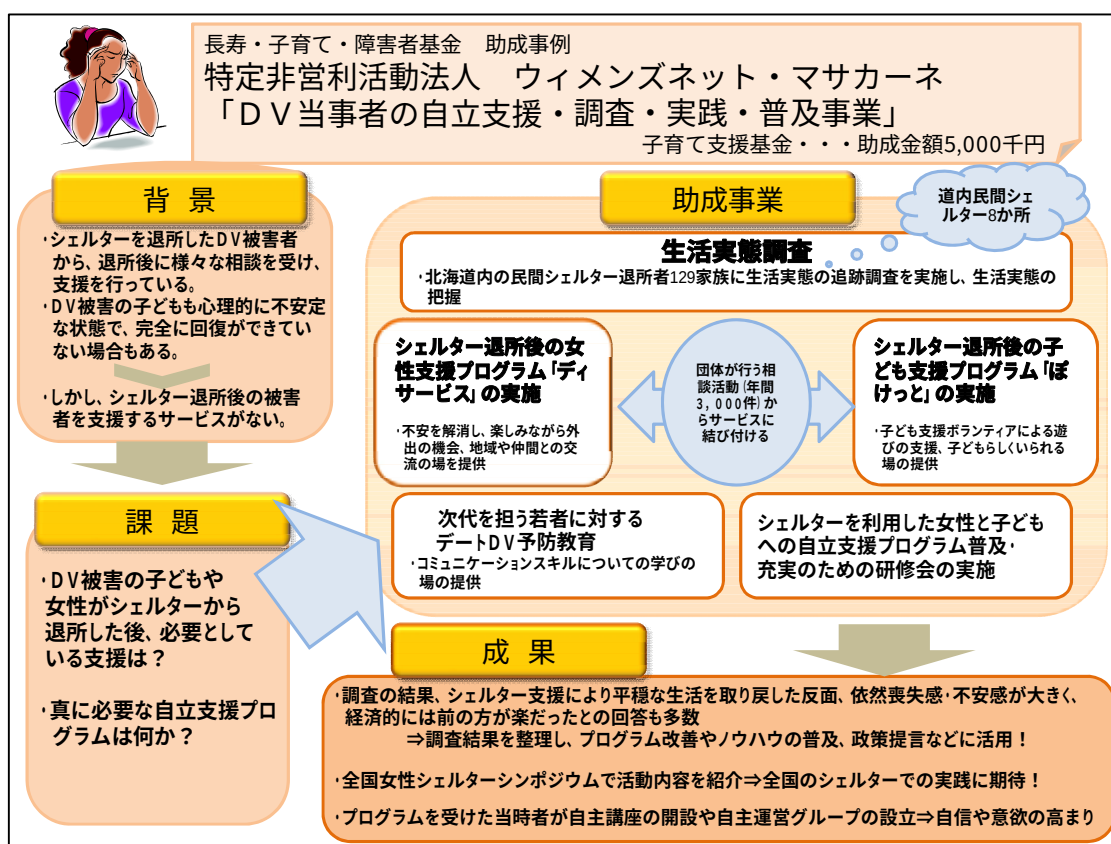
また、他団体とも共有して調査結果を以後の支援に活かそうとされていることは、大変意義のあることと感じます。

○ この調査で把握されたニーズなどを活かしながら、退所後も気軽に立ち寄れる場所として、母子それぞれに取り組まれているデイサービスプログラムは、ボランティアを巻き込んだ実践で、大変温かい居場所を作り上げていると感じました。

- 民間ならではの柔軟な実践実績を積み重ねていく中で、市行政や教育委員会からも非常に大きな信頼を受け、日常的な連携・協力関係を構築し、決して閉ざされた施設ではなく、地域の中で頼れる存在となっています。

◆ 助成事業による成果物など

- 報告書「DV当事者の自立支援・調査・実践・普及事業報告書」
- 報告書「DV被害当事者生活実態アンケート調査報告書」



団体への問い合わせ

特定非営利活動法人ウィメンズネット・マサカーネ



0143-23-4443

旧特別分 ■子育て支援基金

連携

特定非営利活動法人 子育てサポーター・チャオ

「仕事復帰に向けた企業とのネットワーク事業」

【助成金額4,960千円】

◆ 団体による事業の紹介

育休中に仕事復帰に向けていづく育児不安の解消を目的として、育休者と仕事に復帰した方対象にヒアリングを行い、〈仕事復帰支援ガイドブック〉を作成しました。また、企業内で子育てに関する学習の場の提供と、ワークライフバランスへの意識向上、職場内子育てネットワーク（コミュニティ）の形成等を目的に、企業内サロン及びペアレンティングセミナーを実施しました。又、事業報告会（交流会）を大阪、仙台、東京の3か所で行いました。

◆ 評価部会委員によるコメント

21世紀の課題とされている男女共同参画の推進のために、さらには急速に進行する少子化が近い将来もたらす労働力不足対策の観点からも、女性の労働力の適切な活用が喫緊課題とされている。本事業はそうした昨今の日本の社会状況を的確に捉え、育児と仕事の両立支援の在り方を、特に“育児休業明け対策”に焦点を当てて事業化したものである。極めて時宜にあった視点といえる。

実施計画も緻密に練られており、かつ精力的に活動を展開していて、本助成事業の趣旨に叶った大きな成果をあげている。「さよなら復帰ブル〜」と題した報告書も、タイトルのセンスもよく、内容的にもよく精査されている。

目次の体裁を整える等、読みやすさをさらに工夫し、本事業の成果をより広く社会に普及していただくことを期待したい。

◆ 事務局によるコメント

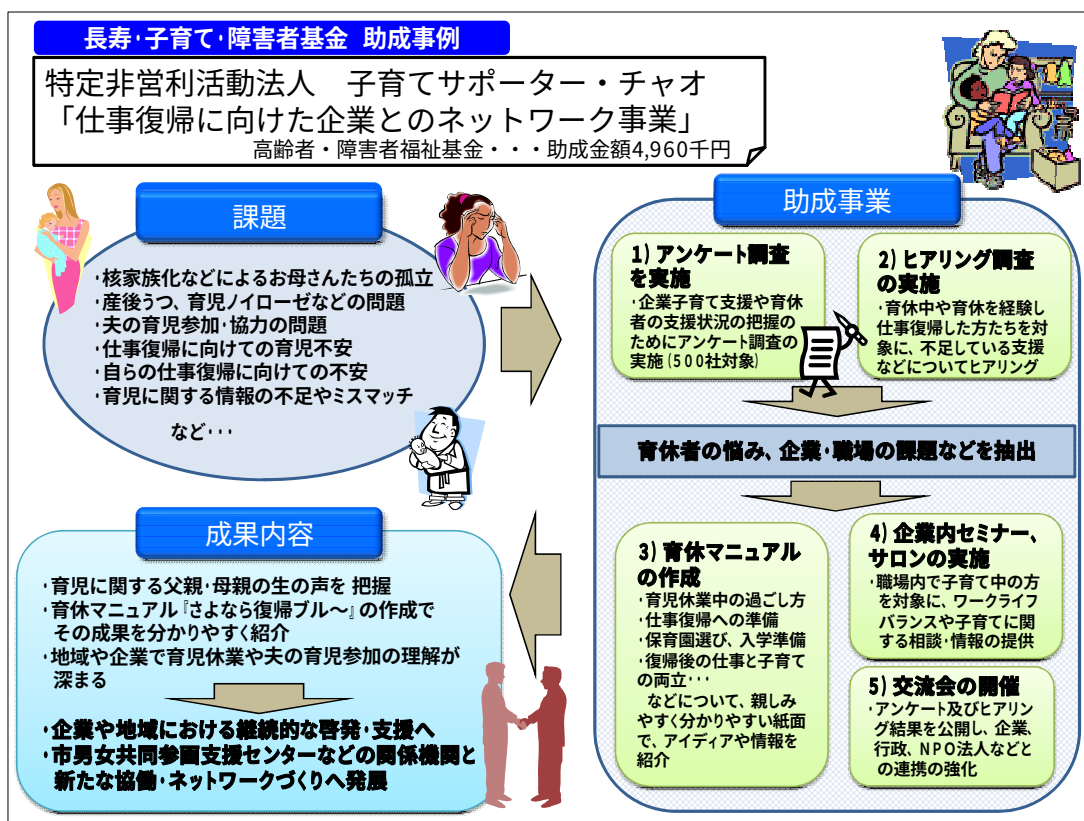
○ 冊子「さよなら復帰ブル〜」は、漫画やイラスト、写真などを使用し、どのページを開いてもその内容が分かりやすく目に飛び込んできます。育児休業を取得する女性だけでなく、育児休業から復帰する妻を持つ男性にも楽しんで読んでもらえるのではないのでしょうか。育休制度や、乳幼児の医療など、仕事と子育ての両立についてさまざまなヒントが詰まった大変ユニークな冊子であると感じました。

- 育休を取る側に対する支援だけでなく、企業に対するアンケート調査や、「ペアレンティングセミナー」を提案、実施するなど、企業内での次世代育成支援をしている点も大きな意義を感じました。また、企業と子育てNPOを対象とした事業報告会を開催し、課題の共有を行うなど、関係機関と社会を結び付ける試みもされており、子育てと仕事の両立という問題解決に向けて、社会全体を動かそうという心意気が伝わってきました。

本年度から市の男女共同参画支援センターとの共催事業として予算化されたとのことで、更なる広がり期待いたします。

◆ 助成事業による成果物など

- ガイドブック「初めての育休&仕事復帰！ガイドブック さよなら復帰ブル〜」
○報告書「仕事復帰に向けた企業とのネットワーク事業 東京報告会」



団体への問い合わせ先

〒343-0047 埼玉県越谷市弥十郎670-5

特定非営利活動法人 子育てサポーター・チャオ



048-971-3808 (平日 13:30～16:00)



<http://www10.plala.or.jp/koko-net/>

旧特別分 ■子育て支援基金

相談

特定非営利活動法人 里親子支援のアン基金プロジェクト

「里親家庭への訪問を中心としたピアサポート事業」

【助成金額3,000千円】

◆ 団体による事業の紹介

里親養育においては家庭が社会的養護の現場であることを踏まえ、里親家庭の安定ならびに養育力の向上に寄与することを目的とし、里親家庭が抱える不安・負担・孤立感は専門職のサポート以上に同じ思いを経験した里親のかかわり（傾聴）によって軽減され则认为、先輩里親（メンター）が定期的に家庭訪問する事業を実施しました。派遣するメンター養成にあたっては定期的に研修を実施し、実績を小冊子、報告書にまとめました。

◆ 評価部会委員によるコメント

里親家庭への未整備な支援体制を充実させるため、里親経験者が立ち上げ、民間による支援体制整備を目指す活動であり、支援する意義が高い事業。里親家庭支援のため経験ある里親と専門家が協働し、里親家庭の安定と社会的養育力の向上のため研修を受けた里親経験者であるメンターを派遣し長期的支援をおこなうという従来にはなかった支援方法を開発し成果をあげている。

複数年支援の特徴を生かし、1年ごとに課題を設定し、年次をおって着実に積み上げ事業を開発している点、成果を内外の里親大会等で発表し普及を図ろうとしているも点も評価される。

まだ当事者家庭への周知が不十分であることで、自己評価はBであるが、成果が期待できる先駆的事业を開発したことと、さらに、次の段階として里子メンター、実子メンターの派遣要請にも取り組もうとしている先駆的事业であり、高く評価したい。

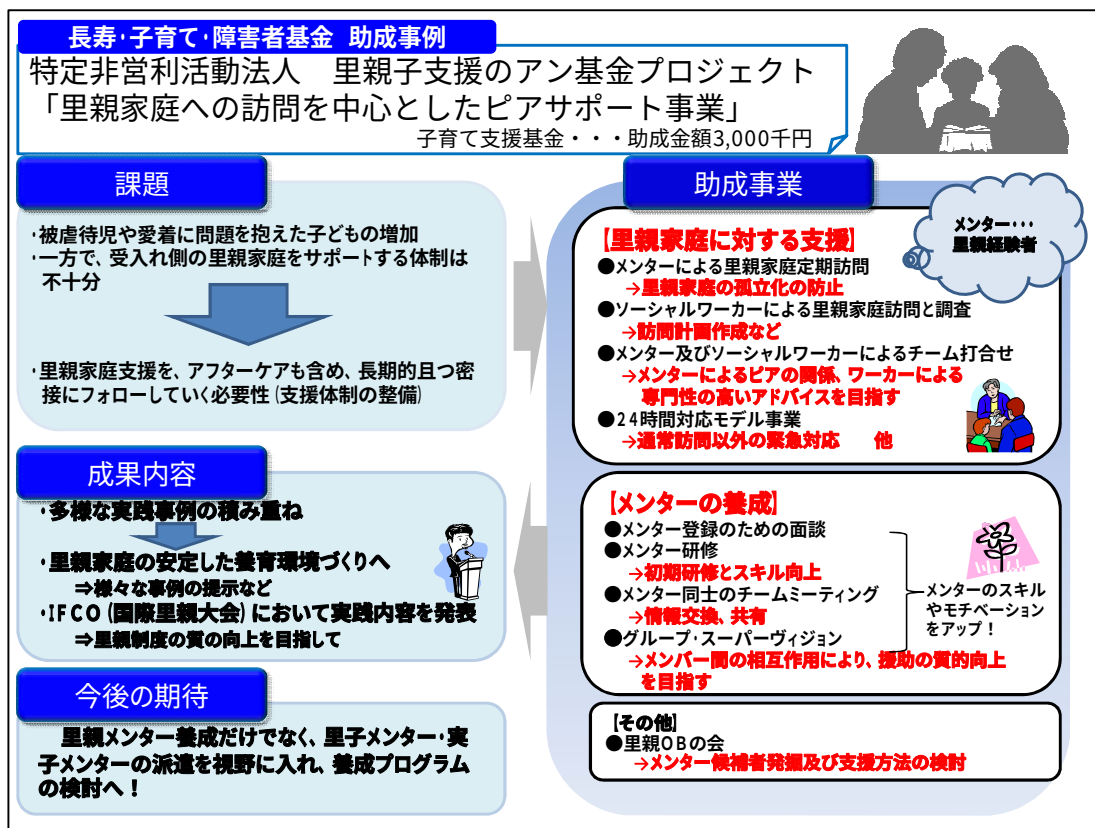
◆ 事務局によるコメント

- ピアともいえる関係で経験をもとにしたアドバイスの行えるメンターの役割、効果を検証しておられ、また丹念な個別記録は様々な配慮がなされた上で実施されており、団体のこれまでの経験・実績が活かされたものとなっていると感じました。
- 一般家庭で行われる里親は、実は社会的養護の最前線ともいえますが、欧米などに比べ日本ではなかなか増えていかない現状があります。家庭や地域を重視する日本の本来の風土の中では、実は本来はもっと機能してもおかしくない取組みともいえると考えられます。

そうした意味からも、実践によって得られたものをクールに分析し、普遍化していえる効果や課題などを提示できると、より効果的な実践のために一石を投じることができたり、里親制度の一層の一般化などにも貢献できるとも思われ、助成の効果としてはさらに相応しいものになったと思います。

◆ 助成事業による成果物など

○ 里親家庭訪問事業報告書



団体への問い合わせ先

〒113-0033 東京都文京区本郷1-10-13-302

特定非営利活動法人 里親子支援のアン基金プロジェクト



03-5840-9515



<http://members.jcom.home.ne.jp/ankikin/>

旧地方分 ■高齢者・障害者福祉基金

連携

相談

特定非営利活動法人 で・らいと

「夜間生活相談電話トワイライトコール事業」

【助成金額2,000千円】

◆ 団体による事業の紹介

本事業は、地域で暮らす精神障害者が夜間でも気軽に話のできる相談電話を開設するものです。退院促進が進む中、特に精神保健分野では地域で当事者を支える仕組みが不十分なため、病状が悪化し、再入院となるケースが少なくありません。今年度モデル的に事業を実施した結果、不眠が改善され生活リズムが安定し、再入院を防ぐ等の効果が実際に認められました。

◆ 事務局によるコメント

- 計画当初より市行政や保健所の要請や支援、地元大学の自殺予防プロジェクトチームが記録や分析・評価などについて関わるなど、地域の様々な機関の連携や協力のもとに事業を進めておられました。これらは運営委員会のメンバーであるだけでなく、何かあった際の機動的な照会・協力や、電話相談の質の確保・向上など、日常的な連携・協力関係として実質的に機能していることがよくわかります。
- 急性期の混乱への対応などへの効果はもちろん、これまで行政や警察などで対応に苦慮していた、幻覚・幻聴に基づくものや漠然とした不安を訴えるような電話に対しても根気強く対応できる体制とされていました。特に、緊急の処置の必要はない漠然とした不安について、長時間にわたって傾聴・相談にあたることは、行政ベースではなかなか考えにくく、チャイルドラインなどの取組みと同様、こうした分野においても民間ならではの活動・効果となっていることが分かりました。
- 助成事業の実績が認められ、今年度から市の委託事業として継続されることとなったこと、また、地元警察からは協力の申し出とともに、署員向けにこうした電話に対する対応方法を考える講習会の実施を要請されたほか、商工会議所、ロータリーなどにも連携が広がっていること、また、近隣市の団体が同様の活動を計画し始めている等、さらなる効果と広がりを見せていることは、大変注目に値します。

◆ 助成事業による成果物など

- 報告書
- チラシなど



団体への問い合わせ先

〒610-0121 京都府城陽市寺田水度坂15-186
 特定非営利活動法人 で・らいと



0774-56-6008

特定非営利活動法人 なでしこの会

「ひきこもり実態調査および社会参加促進事業」

【助成金額1,760千円】

◆ 団体による事業の紹介

この事業は、ひきこもり当事者が抱える「自ら相談に出向くことができない」という困難性を解消し、その人なりの社会生活を促進させることを目的とする。方法は、相談員が当事者（家族）を家庭訪問し、聴き取り調査を行うと共に、ひとりひとりの社会参加に向けた支援を検討する。これは、当事者（家族）が苛まれている社会からの孤立感を和らげ、社会参加をあきらめない、柔軟かつ継続した意欲を喚起させる効果が期待できる。

◆ 事務局によるコメント

- ひきこもりの問題については、時折大きな話題になる割に、なかなか実態がつかめず、根本的な支援が進まない印象があります。またお話しいただきましたように、社会にはいまだに誤った先入観（本人が悪い・親のしつけの問題であるなど）が多く残っているのが現状です。

調査結果や統計だけを求める行政的な調査ではなく、より実態を浮き彫りにし、かつ支援に結びつけたり、必要な支援とはなにかを伝えていくものとするよう志向しておられ、報告書もそうした姿勢が一貫しており、様々な機関の相談窓口のあり方や、求められる支援の姿など、素朴ながら実態に沿った説得力のあるものとなっていると感じました。

- 調査対象は会員中心ですが、医師や大学などの専門家の助言を受けながら、生活や心身の状態など広範な質問項目を当事者家族の会ならではの視点で練り上げていました。また、単にこれをアンケートするのではなく、アウトリーチで自宅や公共施設、喫茶店などで聴き取りながら、相談、支援に結び付けようとしていることで、当事者や家族も本音を吐露し、よりリアルな調査結果となっていたことは、大変注目いたしました。

- 専門性の高い相談員と当事者の親である調査委員がペアとなって聴き取りを行い、相談員が専門的な立場より助言や問題整理、支援の可能性を上手に示唆しながら、調査委員が深い共感と理解に立ってより親身で希望が持てる面談調査となっていました。そのことにより、自然なメールのやり取りや緩やかな会の活動への参加、あるいは専門医療機関への受診などに結び付けるケースが生まれ、単なる一過性の調査ではなく、継続的な支援を受けるきっかけになっており、多くの人に家から出る契機となっていることは、非常に意義深い取組みと

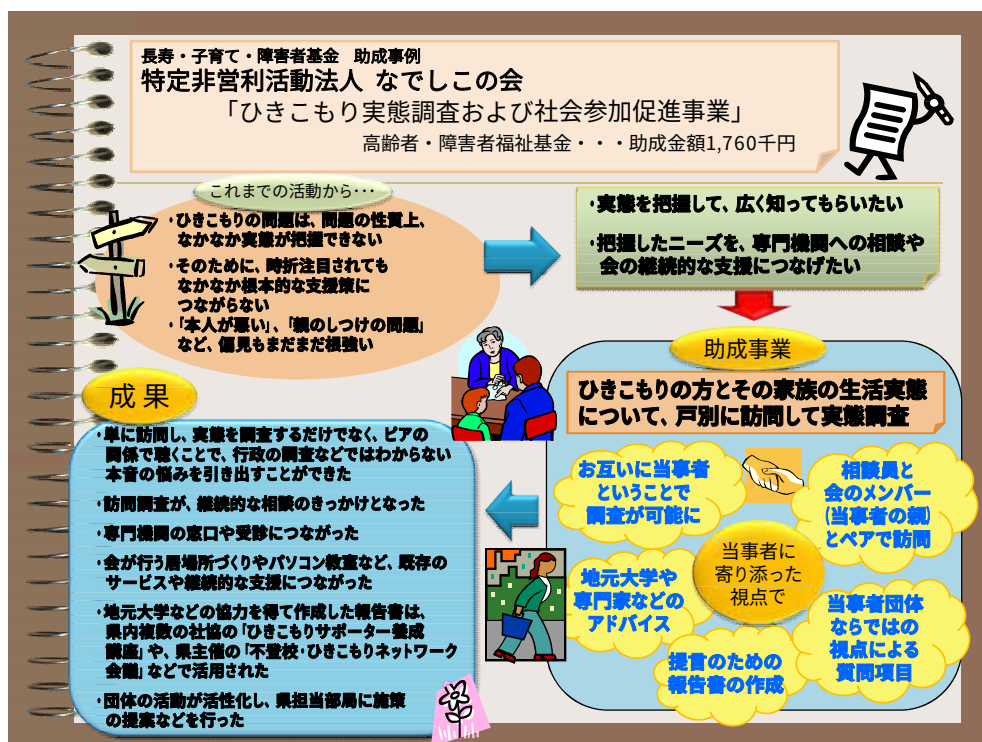
なったと言えます。

- この調査を通じて、ひきこもりの方々のつぶさな生活実態の取りまとめができただけでなく、地元大学などの協力を得て作成した報告書は、県内複数の社協の「ひきこもりサポーター養成講座」や、県主催の「不登校・ひきこもりネットワーク会議」などで活用され、また、民間団体や親の会の支援策として、①居場所の提供、②相談、③訪問サポート、④軽作業の機会作り、⑤ネットワーク作りを、「5つの支援」と位置づけ、今後の取り組みの方向性として明確化したことは、大変大きな成果といえると思います。

もともと非常に専門性も高く、情熱にあふれる活動をされていたところに、今回の助成事業の成果により、調査の結果などに裏打ちされた自信を合わせ持つことで、さらなる発展に期待が膨らむ活動と言えます。

◆ 助成事業による成果物など

- 案内チラシ
- 調査報告集



団体への問い合わせ先

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館南館1階
特定非営利活動法人 なでしこの会



052-222-7045



<http://www9.ocn.ne.jp/~khjtokai/>

旧地方分 ■高齢者・障害者福祉基金

連携

特定非営利活動法人 福祉ネットABC

「障がい者就労支援の工賃アップ事業」

【助成金額2,000千円】

◆ 団体による事業の紹介

当法人運営事業所の利用者工賃のレベルアップを目的に、新事業として地場産生鮮食品の燻製製造の先駆的食産事業を行います。新製品及び好調の弁当の配達販売を行う車両（現在、理事の私的車両を使用）、製品ラベル印刷機、真空包装機を配備する事業であり、これにより、売上げを伸ばし、利用者の工賃を5%程度ひきあげることができます。積極的事業展開の姿勢が、障がい者就労に対する理解を深め、地域へ及ぼす効果も大いに期待できます。

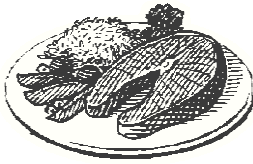
◆ 事務局によるコメント

○ 今回の事業で製品化された冷燻製は、様々な賞を受賞されるとともに、厚労省工賃倍増5か年計画支援事業「至福のお届け」一好事例発表、展示・即売会で優秀製品に選ばれるなど、地場のものを取り入れてつくられた商品として大変ユニークなもので、他の就労支援のモデルとなる取組みであったことがうかがえます。

○ また、この事業の波及効果として、仕入れ先を、今回の事業をきっかけに知り合った、地場の食材を扱う店に変更した結果、従来事業であるお弁当の売り上げも大幅に上昇したことから、障害のある方の平均工賃も短時間の人を含めて平均25,000円くらいになるなど徐々に上昇傾向にあり、今後の事業展開がとても期待されます。

さらに現状にとどまらず、障害のある方の就労と工賃を上げるため、県に新たな企画を持ち込み、それが認められたことで、県庁内のレストランで営業をはじめると、更に活動場所を広げていく団体の姿勢を感じました。

○ 今回の事業は、県の担当者と協働し、漁業組合や地元の商店などと連携しながら事業を進められていて、地域のネットワークを活用した好事例として広く紹介させていただきたい事業です。



長寿・子育て・障害者基金 助成事例

特定非営利活動法人 福祉ネットABC

「障がい者就労支援の工賃アップ事業」

高齢者・障害者福祉基金・・・助成金額2,000千円

背景

知的障害の方を対象とした就労支援を目的に、レストランとお弁当づくりを運営してきた。



どうしたら...

他にはない独自事業を行うことにより、障害のある方の就労支援の拡大及び工賃アップにつなげられないか？

行政に相談

その結果...

- ・県内に例のない、特徴のあるものを作ろう！
- ・今までの経験を生かし、新たな食品を開発しよう！
- ・地場のものを取り入れよう！

助成事業

ラベル印刷機・真空包装機などを用意し、清潔で簡易な作業環境を確保

付加価値が高く、町おこしに活かせる燻製を作ることを考案

冷燻製
(伊達の燻製)
作りへ！

フードコーディネーター・食のソムリエなどの助言を得ながら添加物を使わず、味を追求！

漁業協同組合、地元商店などと連携し、地場の新鮮な魚を安く仕入れる

成果！

- 至福のお届け「厚生労働大臣賞」、第36回宮城県水産加工品品評会「水産庁長官賞」をはじめ、各賞を受賞
⇒市場で十分通用する商品価値！
- 障害のある方の就労支援の拡大
⇒障害のある方への大きな自信に！

波及効果

- 地産地消を目指し、弁当・レストランの食材を、地場で新なものに変更
- 弁当の売り上げ大幅増⇒大幅な工賃アップを実現！

更なる効果

- 県庁内の空きレストランを、障害のある方の就労の場へと県に提案
↳当団体がレストランの運営をスタート！



団体への問い合わせ先

〒984-0823 宮城県仙台市若林区遠見塚2-41-5

特定非営利活動法人 福祉ネットABC



022-781-0161



<http://www.k4.dion.ne.jp/~fn-abc/>

旧地方分 ■子育て支援基金

連携

旭川LD親の会ぷりずむ

「セルフマネジメントプログラム事業」

【助成金額1,500千円】

◆ 団体による事業の紹介

軽度発達障害の子どもたちと家族が、自ら出来るよりよい支援法や養育者が精神的安定を得られることを目的に、相談事業、野球チーム、学習支援サークル運営、親向けの学習会、講演会の開催、さらに「メンタルノート」の作成を行いました。成果として会員を中心とし困り感を持っている子とその親が新たなネットワークを築き支援法を学び、精神的安定を得ることが出来ました。

◆ 評価部会委員によるコメント

事業の内容の豊富さと多様性に感心した。

専門家(北海道大学など)との連携を図りながら、民間の人たちが中心となって地域のほかの組織(日本ハムなど)の協力も取り付けながら極めて積極的に活動している。

ただ単に学習能力を高めることだけに専念するのではなく、スポーツ、特に誰にでもなじめる国民的スポーツである野球を通し子どものみならず親にも自信と希望を持たせるような事業を展開している。

学習障害(LD)の子どもたちへのアプローチの一つの方策を見つけ出したことを評価したい。

報告書もきちんとしたものになっており、この団体の事業への真摯さが伺われる。

ただ、今回の事業の主たる成果のひとつ“親のためのメンタルノート(My Note)”は素晴らしいアイデアであり、その作成にかなりのエネルギーを要したようだが広まるにはもう一工夫必要かもしれない。

◆ 事務局によるコメント

○ 心理検査結果の検証などを含めた相談会や、親同士で学ぶための講演会・学習会、父親の参加も促進させた野球やキャンプなどのイベント、育児の悩みや困りごとを書きとめることで気持ちを整理し、相談時に主訴がわかるようにするための「My Note」の企画・制作など、1年間、150万円の助成金額、限られたスタッフでよく計画通り実施されたと、心より敬意を表したいと思います。

○ 会員同士のネットワークなどを駆使し、また、要所要所で北海道大学をはじめとする地元

大学や機関の専門家の助言を得ながら、それが一過性の関係に終わらず、その後の会の活動のレベルアップや個別の支援などにも結び付いており、当事者家族の団体ならではの成果が認められる活動でした。

- 特に「My Note」は、素朴な発想ながら親しみやすく、デザインも非常に洗練されています。発達障害の子どもを育てる母親の抱えるストレスや、そのレスパイトに着目した活動はまだ少ないと思われ、今後その効用などが検証されることが期待されます。改訂などに対しても意欲を持っておられ、大変精力的で今後の活動に期待が膨らみます。

◆ 助成事業による成果物など

- My Note
- チラシ
- ポスター
- 事業報告集「セルフマネジメントプログラム」



団体への問い合わせ先

〒078-8348 北海道旭川市東光8条1丁目1-16 はりまマンション5号室

旭川LD親の会ぷりずむ



0166-33-1683

特定非営利活動法人 亀岡子育てネットワーク

「出産直後のメール情報提供から仲間作り事業」

【助成金額2,000千円】

◆ 団体による事業の紹介

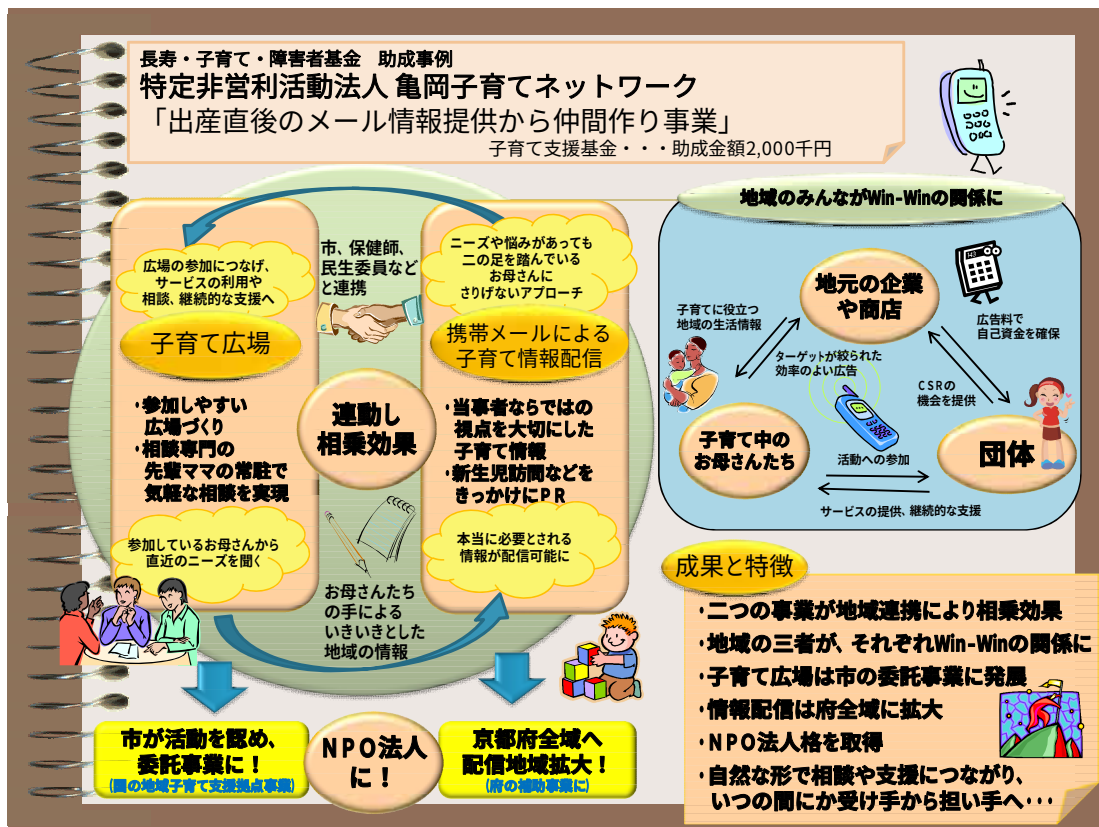
出産直後から4ヶ月頃の外出しにくい時期を対象とした子育て応援情報配信と、出産6ヶ月頃からの初めての外出を受け入れ、仲間作りの場の提供で切れ目のない支援を目的に、携帯電話メールで情報を配信、交流の場としてのひろばを開催する、出産直後のダイレクトな情報提供から仲間づくりまで継続した事業であり、新しく始まる育児がスムーズにスタートすることで育児不安が軽減され、虐待予防に繋がり、妊娠出産期の支援の効果が期待できる。

◆ 事務局によるコメント

- 子育て広場に集まる親子を通して得られたニーズ把握の結果をもとに、真に必要とされる情報をタイムリーに配信でき、反対に地域の中で孤立した育児をしている母親が、保健師の新生児訪問などの際にメール配信事業を知り、その利用を始める中で、徐々にひろばの利用につながっていくという相乗効果を生んでいることは、単に事業を行うだけでなく、得られたものは非常に大きいと感じました。また、団体自身の姿勢としても、個々の事業の成功に満足するだけでなく、如何に地域社会や行政、専門職などと連携し、最大効果を得ようと努力されていることがわかりました。
- メール配信事業では、地域で浸透していくにつれて企業からの広告収入も増え、企業は子育て層にターゲットをしばった宣伝ができ、団体は自立のための資金が増え、利用する親子には情報だけでなく、割引き等のサービスが得られることとなり、三者がお互いに自然なWin-Winの関係でメリットを享受できる仕組みとなっていることは、単に「受ける側」、「与える側」だけに終始せず、大いに各地で紹介させていただきたいと考えました。
- 機構の助成によって、具体的な成果をあげたことが、団体の活動に対する自信につながり、NPO法人化のきっかけとなっただけでなく、ひろば事業の実績を目の当たりにした市から大きな信頼を寄せられることとなり、国の「地域子育て支援拠点事業」として市の委託を受けることとなったこと、また、メール配信事業は、府の補助金により次年度から府下全体を対象に実施するシステムを担うこととなるなど、多角的で大きな助成効果が認められ、大いに他のモデルになると思われました。

◆ 助成事業による成果物など

○ チラシなど



団体への問い合わせ先

〒621-0005 京都府亀岡市追分町谷筋37-21

特定非営利活動法人 亀岡子育てネットワーク



0771-20-1556



<http://www.k-kosodate.net/>

旧地方分 ■障害者スポーツ支援基金

連携

特定非営利活動法人 静岡光の家

「エンジョイ！三輪タンデムサイクリング事業」

【助成金額1,650千円】

◆ 団体による事業の紹介

大人2名が乗車し、合法的に静岡県内の公道を走行できる三輪タンデム自転車4台を導入して、日ごろ運動不足になりがちな視覚に障害を持つ皆様を対象に、タンデムサイクリングを実施しました。延934名の体験利用と、12件の車両短期貸出をおこないました。

あわせて、タンデム自転車の基礎知識や安全運行指針、事業の経過をまとめた冊子『エンジョイ！三輪タンデムサイクリング』を千部作成し、新しい障害者スポーツとして普及・啓発に努めました。

◆ 事務局によるコメント

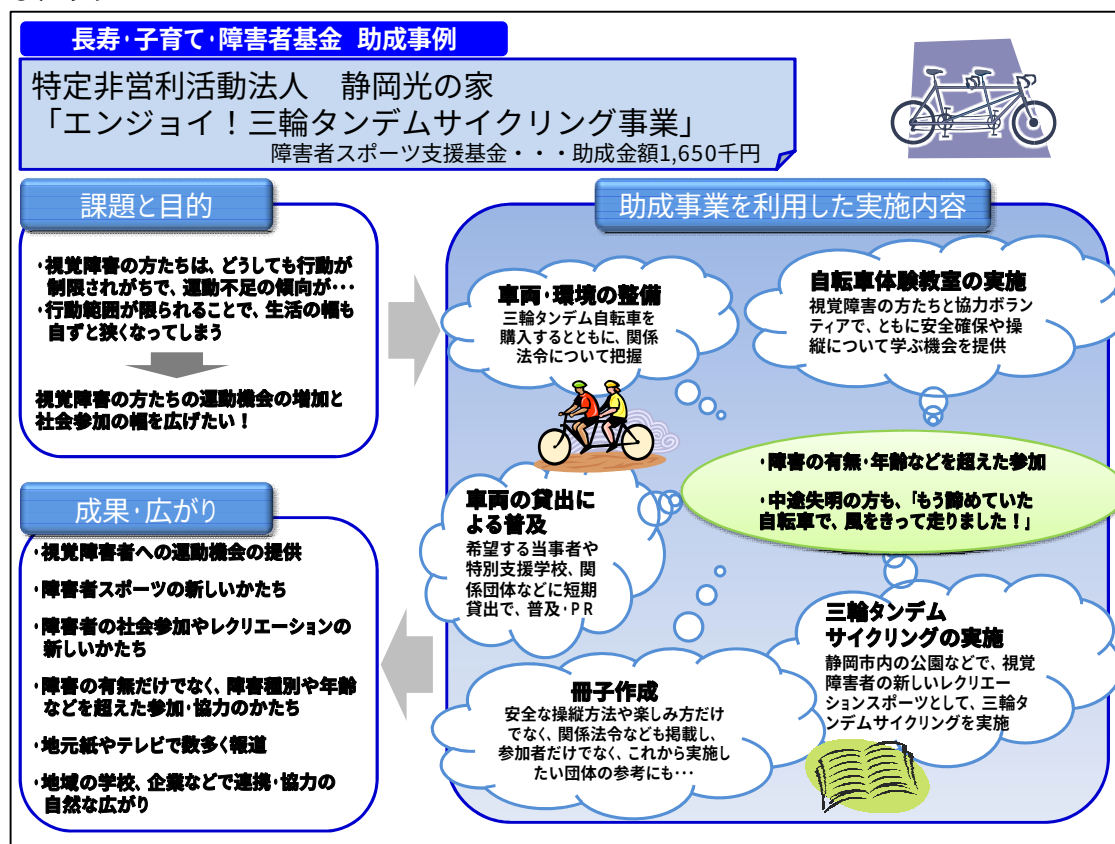
- 視覚障害の場合、行動がどうしても制限されがちで、運動不足になりがち、また中途障害の方の多くは障害への適応もなかなか困難で、環境なども含め本当に馴染む方というのは少数であると言わざるを得ません。しかし、このタンデム自転車では、ボランティアなどの漕ぎ手と息を合わせて、気軽にサイクリングや外出を楽しみながら運動でき、さらに中途の方にはすでにあきらめていた自転車に再び乗ることができる喜びを提供することができるなど、新しい形のスポーツ、あるいはレクリエーションとしても優れた着眼であったと感じました。
- 長く視覚障害の問題に取り組んできた団体のノウハウを活かしつつ、単にタンデム自転車を購入するだけでなく、道路交通にまつわる法制や、運転技術、転倒や市街地走行での危険可能性を認識した上での運用・計画策定など、安全面への配慮、調査なども含め、周到的な準備をされています。また、それらを一般に分かりやすい小冊子にすることで、利用者や新しい形のスポーツを探している同様な団体などへの普及への配慮も十二分に行われているなど、広がりのある活動となっていました。
- 助成期間中、多くの利用者を数え、地元紙やテレビでも大きく紹介され、また助成後も学校をはじめとする地域の団体・機関などと地道に協力関係を得ながら活動を続けられ、団体

内部や利用者のみの取組みにとどまっていません。競技スポーツにおけるアスリート養成のような派手さはありませんが、大手生命保険会社の静岡支店が、支店をあげてボランティア協力する動きがあるなど、今後も着実な地域連携の醸成や他への普及効果などが見込める好事例と捉えています。

◆ 助成事業による成果物など

○小冊子「エンジョイ！三輪タンデムサイクリング」

○チラシ



団体への問い合わせ先

〒422-8063 静岡県静岡市駿河区馬淵4-10-18

特定非営利活動法人 静岡光の家



054-285-5473



<http://www2.tokai.or.jp/hikarino-ie/>